

公衆衛生情報みやぎ

2022 6 月 号

食特集

- ・〔命を守る米〕
環境保全米と環境保全米づくり運動(2) … 1

トピックス

- ・令和3年度登米市立津山中学校における
令和元年台風19号被害マップ作成について … 4
- ・地域の自然は地域の宝
～子どもエコクラブ「南三陸少年少女自然
調査隊」の活動から～ … 6

行政等からの情報

- ・令和3年度宮城県環境生活部環境衛生技術
職員研修「全体研修」の概要について … 9

地域からの発信

- ・「元気なとり」減塩プロジェクトに
ついて … 15

感染症情報

- 宮城県感染症発生動向調査情報 … 19
- 仙台市感染症発生動向調査情報 … 21
- 仙台市内病院病原体検出情報 … 23

保健所からの便り

- 宮城県 … 25
- 仙台市 … 26

ちょっとひと息

- “どんこ”ってなに? … 29
- あとがき … 30



No.528

当協会ホームページで、過去3年分の
バックナンバーをご覧いただけます。

食特集

〔命を守る米〕

環境保全米と環境保全米づくり運動(2)

佐々木 衛*

1. JAみやぎ登米農業振興の基本方向策定

平成14年になり、旧JAなかだの組合長であった阿部長壽氏がJAみやぎ登米の代表理事組合長に就任し、「地域農業振興の基本方向」を策定しました。

この基本方向はJA独自に策定したもので、地域の課題と現状を整理し「元気の登米農業」を復活させるために3つのキーワードを設定しました。それは、①環境保全農業の推進、②地産地消、③生消の共生の3項目です。この3項目を実践するにあたって、組合員の関心を引き起こすためにどうするかという協議の結果、登米農業の基幹である「稲作」で取り組む事になりました。そして、その手段として「環境保全米づくり運動」に取り組み、主食用米生産水田全体を対象とした新たな米づくり運動を組合員に呼びかけることになりました。

この環境保全米づくり運動は、JAみやぎ登米管内の地域運動であり、JAの農協運動そのものでもありました。このようにJAが管内全地域の組合員全体に積極的に呼びかけたのは、食糧管理法時代（平成7年以降は新食糧法）の米価運動以来だったと思います。そして、この取り組みが組合員だけでなく、JA役職員の米づくりに対する意識改革のスタートでもありました。

2. 環境保全米への全面転換運動

全面転換運動の前段で、いち早く「環境保全米」づくりに取り組んでいた「旧中田町と旧南方町」の代表者の方々に阿部組合長が直接協力を要請し、新たに始める生産者への技術指導や相談役になることと今後の米づくりに対しての方向性が一致し、JAと一体となり取り組む事になりました。

そして、その後速やかに営農担当者の研修会

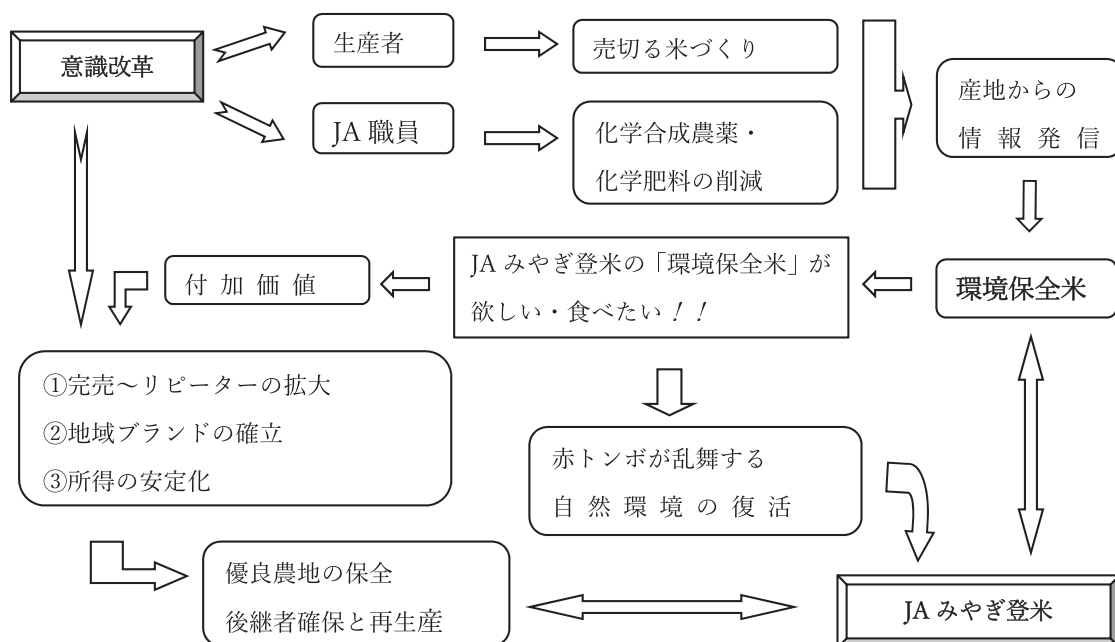
を開催するとともに、JAみやぎ登米管内8営農経済センター（旧町単位）において組合員への説明会を実施しました。その中で特に強調したのは、「売れる米づくりに取り組み、消費者に求められる産地にならなければならない。もう、食糧管理法は無い。産地も変わらなければならない」ということでした。環境保全米づくり運動の全面転換に取り組むために考えた当時の新たな米づくりは〔図-1〕の通りです。

さらに、①農業＝自然産業とみている消費者が多いうちに米づくりへの基本を考え直す必要がある。ヨーロッパでは、農業に対する見方が日本とは真逆という話もある。②農薬や化学肥料についての考え方を変える。化学肥料や化学合成農薬を否定するものではない。これまでのように、プログラムの的に使用する方がいいのか？ 頼りすぎではないか？ 等々現状を検証するということでした。

人は風邪をひけば風邪薬を飲みますが、風邪をひいていないのに風邪薬を飲むことは無く、健康な身体を作るために好き嫌いせずバランスよく何でも食べることを指導します。稲は言葉を話せませんから、いつでも食べることができるような栄養を与えておき、丈夫な稲にする必要があります。そのためには、土づくりが大変重要です。昔から「稲は土で作る」と言うほどで、稲の根をしっかりと張らせる土をつくることが肝要です。

運動の中で、化学肥料は生育調整という考え方で整理しました。例えば、料理で使う調味料ですが、使いすぎれば不味くなり、ほどよく使えば美味しさが増すと思います。化学肥料や化学合成農薬も、使いすぎるのは環境に良くなく、ほどよく使えば自然環境にも優しくなると捉えるよう論じました。大変難しいことではありますが…。③加算金については、消費者に求められ、信頼される産地になれば必ずとれる。在庫を残さないで完売できる産地になれば、そ

*みやぎ登米農業協同組合



〔図－１〕新たな米づくりの考え方（※当時考えたフロー）

れも加算金ではないかとなりました。このようなことを伝えながら呼びかけ、平成15年（2003年）産から一斉に全面転換運動をスタートさせました。

しかしながら、開始当初は組合員だけでなく役職員の中からも特に農薬の使用法や考え方について失敗した場合はどうする等様々な意見や不安の声がありました。

そうした状況もあり、スタート直後はなかなか理解を得られず実証を重ねながらになりましたが、各旧町域単位にある稲作部会のメンバーが主体的に取り組む事によって、JA管内旧8町域すべての営農経済センターで「環境保全米づくり運動」への実践が開始されました。

3. 栽培タイプのメニュー方式

環境保全米づくり運動は、みんなで取り組める米づくりで、地域総参加型の米づくりを目指す運動でした。そのため、NPO法人環境保全米ネットワークと協議し、組織認証型の米づくりとして、新たに環境保全米Cタイプを設定してもらうことになりました。

栽培タイプの内容については、以下〔表－1〕のとおりです。

この栽培タイプは、生産だけでなく、販売の面においても使用することにしました。

例えば、Cタイプです。国の特別栽培農産物ガイドラインに遵守し農薬を5割使用成分回数で減らすことになりますから、従来の半分にな

〔表－1〕栽培タイプの内容

種 別	農 薬	化学肥料	備 考
Aタイプ	無使用	無使用	JAS有機栽培・無農薬無化学
Bタイプ	5成分以下	育苗のみ使用	本田肥料は有機肥料のみ
Cタイプ	慣行の5割減	慣行の5割減	生育期間中の畦畔除草剤使用禁止

※1）Aタイプは、JAS有機栽培（転換期間中含む）、農水省ガイドラインによる無農薬無化学肥料栽培まで。

※2）Bタイプは、農水省ガイドラインの減農薬減化学肥料栽培の中に、更に、独自に制限を加えたもの。

※3）Cタイプは、農水省ガイドラインの減農薬減化学肥料栽培をそのまま採用している。地域慣行は、宮城県の公表値を慣行としている。

ります。雑草が出たからと後から除草剤を自由に散布することができません。そのため、除草効果が高くなる様、農家は水管理をしっかりしなければなりません。ねずみやザリガニ等の穴が畦畔にあったらもう大変です。除草剤散布後、4日ぐらひは田んぼの水を保たないと、せっかく散布した除草剤は効かなくなり、草だらけになってしまうからです。除草剤を選ぶ側も、地域全体の中でできるだけ安定効果を発揮する薬剤選定に向けて、生産者と一緒に常に実証試験を重ねながら、環境保全米使用の薬剤選考に取り組んできました。

4. 取り組み面積の拡大

初年度の平成15年は、作況69という大変な年になり、いもち病が大発生しました。特に、穂いもちが多発生し田んぼが赤茶けて見えるほどでした。ところが、環境保全米に取り組んでいた水田は、穂いもちへの感染が軽微でほとんど品質に影響を受けませんでした。その状況を目の当たりにした農家からは、環境保全米はいもち病に強い?! と言った声も聞こえるほどで、

一般水田においては、それほど被害が大きい年でした。なぜそのような被害の差がついたのかは、明確な答えがでませんでした。環境保全米と慣行栽培では、土づくりへの取り組みや肥料の質の違いから生育進度に若干の差があったのではないかと。有機質肥料を基本に使用し、窒素肥料を抑制しているから稲の身体が丈夫なのではないかと等々様々な事が考えられましたが、いもち病の被害が軽微だったのは事実で、翌年の平成16年産の作付けから一気に増加し、米のJA全体集荷量の6割を環境保全米が占めるまでになりました。JAみやぎ登米の環境保全米づくりは、この「いもち病被害」を契機に一気に拡大へと進み、それと同時に、環境保全米への取り組みが地域の問題になっていきました。この取り組みの拡大は、組合員の環境保全米づくりへの期待と米づくりを続けたいという意思表示だったと思います。そして、登米地域の農業はやはり「米」が基軸だということをあらためて確認できたと同時にこれからのJAの役割を大変重要に感じた時でありました。

(次号へ続く)

トピックス

令和3年度登米市立津山中学校における 令和元年台風19号被害マップ作成について

千坂佳織^{*1}，小野寺洋友^{*2}

1. はじめに

登米市津山町は、登米市東部に位置し、町の約8割が山林である。北上川に流れる7つの川があり、これまでも、昭和41年台風26号や昭和42年台風34号、昭和56年台風15号、昭和61年台風10号、平成21年台風18号など、また台風以外にも大雨や豪雨による洪水被害が度々起きている。その頻度は、宮城県沖地震より高い。令和元年台風19号（東日本台風）では、南沢川や石貝川などの氾濫により家屋の浸水被害や田畑への被害、国道45号線などが寸断される被害を受けた。津山中学校は、駐輪場下まで浸水し、孤立状態となった。しかし、幸いなことに命を落とす人はいなかった。津山中学校の令和3年度の全校生徒数は84名である。

私の前任校は、気仙沼市立階上中学校という東日本大震災で大きな被害を受けた学区である。当時の避難者数は、2,000人を超えた。文部科学省の文部科学白書にも掲載された卒業式の答辞は、記憶に残っている人も多いのではないだろうか。その階上中学校で、防災主任として1年間防災教育について真剣に向き合ってきた。

登米市立津山中学校に赴任したのは、平成30年のこと。校舎1階の廊下に平成21年台風18号の被害写真が掲示してあった。それを見た瞬間に、防災教育の必要性を強く感じ、訴えとともに、その時々でできる防災教育を考え、実践してきた。しかし、単発の内容では限界があり、継続につながらない。学校全体で防災教育について考える必要性を伝え続け、令和2年に千坂校長より、令和3年度の総合的な学習の時間で防災学習を取り入れるよう指示を受け、本格的に防災学習を取り入れることとなった。

今年度の防災学習を行うにあたり、宮城県教育委員会に学校防災アドバイザーを依頼し、東北大学災害科学国際研究所准教授佐藤翔輔先生

にご指導をいただきながら進めることになった。

2. 防災学習について

前述のようなことから令和3年度の防災学習は、「令和元年台風19号の被害マップ作成」とした。今年度の防災学習を行う上で、欠かせないのが地域との連携である。年度初めの学校運営協議会で代表生徒が委員の方々に防災学習への協力依頼をした。委員からは、「子どもたちのためにできることはやろう」という声が上がった。その後、津山総合支所や津山公民館に協力依頼をし、津山町内の臨時区長会を開いてもらい、今年度の防災学習について説明し、協力依頼を行った。6月22日には、佐藤准教授から「フィールドワークの行い方と被害マップ作成のポイント」について講話をいただいた。地域の方に失礼のないような話の聞き方や浸水高の測り方、被害の状況やその前後を聞いたり写真を見せてもらったりすることで比較ができ、被害の状況がより分かりやすくなること等をご教示いただいた。

7月には全校を8つのグループに分けてフィールドワークを行った。区長さん方が事前に地域の方々に話をしてくれていたこともあり、地域の方々は、快く生徒を受け入れてくださった。浸水高測定をしたり被害の様子等の聞き取り調査をしたりする調査を行った。



（7月14日：フィールドワーク）

聞き取った内容をグループごとにまとめて被害マップの作成を行った。

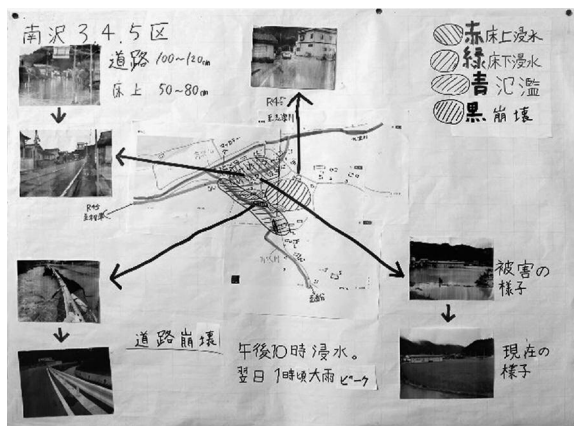
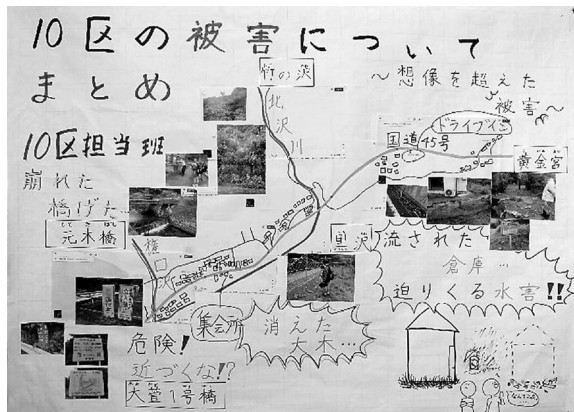
*1 登米市立津山中学校（令和3年度）校長

*2 登米市立津山中学校（令和3年度）防災主任



(7月19日, 9月2日:被害マップ作成)

被害マップは、床上浸水や床下浸水、土石流、道路崩落等、体裁の指定をせず、全て生徒が考えて作成したものである。



作成した被害マップは、10月13日に防災学習発表会で発表した。発表会当日は、佐藤准教授を初め区長、公民館長、登米市総合支所長、登米市教育委員会、登米市消防本部、道の駅津山「もくもくランド」駅長、学校運営協議会等の方々に向けて発表を行った。コロナ禍であったため、保護者の参加は見送った。発表形式は、ポスターセッション形式で行い、7つのブースに14グループを配置し、生徒全員が2回の発表を行うようにした。参加者は、聞きたいグループの発表を聞き1回の発表は3分の発表と2分の質疑応答の計5分で行った。作成した被害マップだけではなく、補助資料を活用しながら、

聞き手に伝わるように発表する姿が見られた。地域の方々から様々な質問が出たが、生徒は、自分たちで調査・まとめをした内容から堂々と応答していた。



(10月13日:防災学習発表会)

発表会後には、地域の方々との懇親会を行い、地域の方々から今回の防災学習で感じたことを話してもらった。



(10月13日:懇親会)

地域の方々から「学校とのつながりができた」「地域に関心を持ってもらえてありがとう」という言葉とともに、「地域と一緒に創っていくこと」「継続すること」をこれから考えてほしいと話された。

生徒の振り返りから、「防災意識の変容(複数回答可)」は、フィールドワークで高まったと実感した生徒が65%、防災学習発表会で高まったと感じた生徒が51%、被害マップ作成は45%であった。「自分の考えを発表すること」の質問は、事前調査では5%であったところが、事後調査では58%と大幅な伸びが認められた。「調べた内容を整理すること」は、事前調査の17%から事後調査では65%が高まったと回答している。

3. おわりに

防災教育は、地域とともに創ってこそ成り立つものであると考える。フィールドワークでインプットした情報を整理して、防災学習発表会で地域にアウトプットはできた。しかし、地域の方々からの「一緒に」や「継続」の言葉を実現に向けて考え続けて実践していくことが必要だ。今後も「学ぶ」「感じる」「伝える」ことを意識させ防災教育を継続していきたい。

地域の自然は地域の宝 ～子どもエコクラブ「南三陸少年少女自然調査隊」の活動から～

阿 部 拓 三*

志津川湾の自然環境とラムサール条約

三陸沿岸は世界三大漁場の一つに数えられ、古くから様々な漁業が営まれてきました。寒流と暖流が混ざり合う独特の海洋環境を背景に、生産性と多様性に富む環境が広がっています。特に南三陸町志津川湾では、寒流に特徴的な海藻「マコンブ」と、暖流に生育する海藻「アラム」が織りなす海の森（藻場）が共存する貴重な海域として研究者の注目を集めてきました。また、絶滅危惧種に指定されている希少な渡り鳥「コクガン」の重要な越冬地としても知られています。こうした自然環境が国際的に高く評価され、「志津川湾」は2018年にラムサール条約湿地として登録されました。

ラムサール条約は、「持続可能な利用（Sustainable Use）」という概念を、1971年の採択当初から「ワイズユース（Wise Use：賢明な利用）」という考え方として取り入れてきました。ワイズユースとは、湿地の生態系を維持しつつ、人々の生業や生活とのバランスを保ち、湿地から得られる恵みを持続的に受け取りながら、次の世代へ受け継いで行けるよう活用することを意味します。

そのためにできることは、地域によって、あるいは、関わる人の立場や考え方によって大きく変わってきます。しかし、どんな地域でもどんな時代でも、変わらず大切なことがあります。それは、これからの世界を担っていく子どもたちの教育です。もっと踏み込んで言えば、子どもたちとともに地域の人たちが地元の自然に向き合い、その価値や魅力を共有していくこと、と言えるでしょう。

南三陸町での子どもエコクラブの結成

2019年2月、志津川湾のラムサール条約湿地登録記念イベントとして「KODOMOラムサールin南三陸町」が開催されました（写真1）。KODOMOラムサールとは、日本全国のラムサール条約湿地で活動する子ども達が一つの登録湿地に集まり、地元の子供達と一緒に体験活動を通して地域の魅力（宝）を探し、話し合い、自分たちの言葉で発信する二泊三日の教育プログラムです。このイベントの開催が、町の子供達自身が地域の魅力を真剣に考え、伝える活動を展開していく重要なきっかけとなりました。



写真1：「KODOMOラムサールin南三陸町」での集合写真

* 南三陸町自然環境活用センター 任期付研究員

このプログラムに参加した町内の子ども達の、「これからも町の宝を探したい、もっともっと交流をしたい」という熱い希望の声を受け、町内の小中学生からなる子どもエコクラブを結成することになったのです。当初、小学生だけでの結成を考えていましたが、「中学生まで含めてもらえないと私たちが参加できない」という小学6年生児童らの発言から、中学3年生までが対象となりました。2019年度の初代エコクラブのメンバーは14名で、初回の集まりでは、自分たちのクラブ名を決める話し合いを行いました。1時間に及ぶ議論の末、クラブ名は「南三陸少年少女自然調査隊（以下、調査隊）」に決まりました。地元の自然の魅力を見つけ、伝えたいという思いがダイレクトに伝わってくるクラブ名です。子ども達の活発な議論と生き生きした目を前にしたとき、志津川湾がラムサール条約湿地に登録されて本当に良かった、と心から感じる事ができました。

一年の活動を通して

調査隊が結成されてから、今年で4年目となります。通常は、メンバーの希望を反映させながら活動内容を決め、年間を通して、月に一回程度の頻度で活動しています。町営の研究・教育施設「南三陸町自然環境活用センター（愛称：南三陸ネイチャーセンター）」を活動拠点とし、毎年初回の活動では、当センターの前に広がる干潟で生きもの調査を行なっています（写真2）。また、巨大な河川堤工事が行われた町内の河川でも、地元の高校生（志津川高校自然科学部）と共同での生きもの調査を継続しています（写真3）。いま、東日本大震災や、その



写真2：南三陸少年少女自然調査隊の集合写真
（干潟の生きもの調査にて）



写真3：調査活動の様子
（川の生きもの調査にて）

後行われている大規模な復旧工事、さらには近年の地球温暖化の影響などから、沿岸部の自然環境は大きく変化し続けています。今後私たちが、地域の自然とどう向きあっていくのかを考える上で、地域で地域の自然を見つめ、記録していくことが重要です。そのためにも、地域の子ども達には、しなやかな目と感性を養ってほしいと考えています。

また、調査隊の活動では、町外や県外の子どもたちとの交流も重視しています。その際、日本国内のラムサール条約湿地（現在53カ所）間の密なネットワークが力を発揮します。調査隊が他湿地へ出かけたり、他湿地の子どもたちを南三陸町で受け入れたりしながら、交流を通して、自然の多様な価値や魅力を実感し、地域の宝を再認識することができます。

おわりに

調査隊設立当初からの目標の一つに、毎年一年間の活動をまとめた壁新聞を作成し、町の魅力を広くアピールすることがあります。実体験から感じたことや考えたことを自分の言葉で伝えることを通して、地域の自然の価値や魅力が、自分自身の本当の宝となるはずです。そんな「宝」を見つけるのが早ければ早いほど、また、その数が多ければ多いほど、その後の人生が彩り豊かなものになっていくと信じています。そして、地域への誇りと愛着が生まれ、持続可能な地域のあり方を地域レベルで議論し、実現できる人材として、活躍してくれたらと願っています。

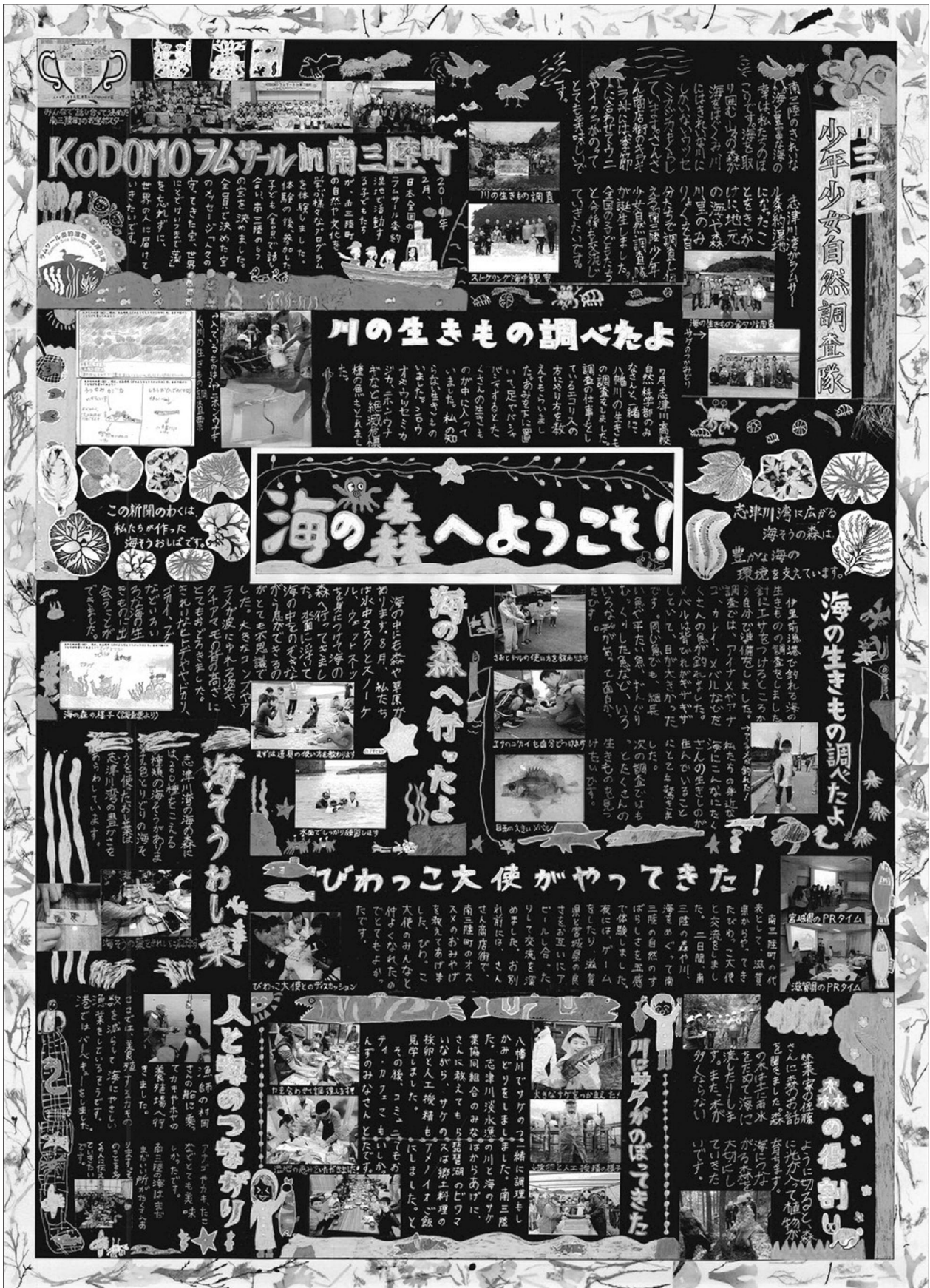


写真4：子どもたちがつくった壁新聞「海の森へようこそ」。2019年度こどもエコクラブ「全国エコ活コンクール」で環境大臣賞を受賞した。

行政等からの情報

令和3年度宮城県環境生活部環境衛生技術職員研修
「全体研修」の概要について

宮城県環境生活部

1. はじめに

宮城県環境生活部では、部内職員研修の一環として、環境衛生技術職員研修を開催し、技術職員の環境衛生問題に関連する最新の知識の普及や、職員の職務遂行能力の向上を図っています。

環境生活部の技術職員は、食品衛生部会、獣疫衛生部会、環境衛生部会、廃棄物部会、環境公害部会の5つの部会に分かれ、業務に関する課題について、調査・検討を行っています。

また、平成26年度からは、多様化・複雑化する環境生活行政の課題に対応するため、部内職員による企画立案型の研修である政策形成能力向上研修を実施しており、令和3年度は「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」実現に向けた環境政策を考える」をテーマに検討を行いました。

これらの研修成果を報告し、部内職員が互いに知識を深める場として、毎年1月下旬頃に全体研修を開催しています。また、職員表彰を受賞したテーマや部会に含まれないテーマについても、それぞれの所属の独自の検討結果として全体研修で報告しています。

令和3年度は、令和4年1月28日に開催し、6テーマを口頭発表、2テーマを抄録にて紙上報告しました。この中でも、特に環境生活行政に関連する発表事項として、口頭発表2件の概要を紹介いたします。

〈口頭発表事項〉

No.	報告課題名	発表者
1	長期化した産業廃棄物不適正保管案件に対する指導と改善	【職員表彰受賞業績発表】 気仙沼保健福祉事務所 千葉 さくら
2	かきむき処理場の衛生管理に関する取り組みについて	【食品衛生部会】 東部保健福祉事務所 物江 静香
3	災害廃棄物処理に係る保健所職員対応力向上に向けた取組について	【廃棄物部会】 仙台保健福祉事務所 岩沼支所 大塚 智史

No.	報告課題名	発表者
4	飼い主のいない猫の不妊去勢事業の実施状況について	【獣疫衛生部会】 仙台保健福祉事務所 黒川支所 田原 亜希子
5	特定建築物のCO ₂ 濃度を評価指標とした管理実態調査	【環境衛生部会】 仙台保健福祉事務所 岩沼支所 木幡 光
6	「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」実現に向けた環境政策を考える	【政策形成能力向上研修】 環境政策課 加川 綾乃

〈紙上報告事項〉

No.	報告課題名	発表者
1	と畜場HACCP外部検証について	【食品衛生部会】 食肉衛生検査所 石幡 響
2	水質汚濁防止法の特定事業場における災害時の被害状況把握のための対応方法について	【環境公害部会】 仙南保健福祉事務所 畠山 皓大 仙台保健福祉事務所 根本 真実

2. 報告概要

【テーマ1】

特定建築物のCO₂濃度を評価指標とした
管理実態調査

環境衛生部会

(仙台保健福祉事務所岩沼支所

木幡 光)

1. はじめに

特定建築物は、特定用途（興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館、遊技場、店舗、事務所、学校又は旅館）として使用される延べ面積が3,000㎡以上（学校等は8,000㎡以上）の建築物であり、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）（以下、「法」という。）に基づき、環境衛生上良好な状態となるよう維持管理が行われている。

令和2年頃より世界各国で新型コロナウイルス感染症が流行している状況において、社会経済活動と両立可能な感染拡大防止対策へ

の取り組みが急務となっている。特定建築物はその用途と規模から多くの人を利用するため、感染拡大防止対策のひとつである換気の徹底が特に必要な施設である。

本研究では、特定建築物における空気環境についての指導・周知啓発に係る知見を得ることを目的とし、立入検査等の現地確認等（以下、「立入等」という。）の結果や事業者提出を求めている維持管理実績報告書の情報から、空気環境の測定結果、設備等の維持管理状況等の関連性を解析した。特定建築物では換気の指標としてCO₂濃度（管理基準：1000ppm以下）が用いられるため、本研究においてはCO₂濃度に特に着目し確認及び解析を行った。

2. 結果及び考察

(1) CO₂濃度基準超過の関連因子の解析

令和2年度に宮城県（仙台市を除く）内の特定建築物に対して行った立入等の件数は、全360施設中258施設であった（飲食店等をテナント等として含む203施設は全て立入等を実施）。これらの結果及び令和元年度・令和2年度実績報告書の情報等から、各比較項目とCO₂濃度基準超過（以下、「CO₂超過」）の関連性を解析した。比較項目としては、特定建築物の用途・所有者・空調設備・空気環境の測定主体・施設の規模の違い、機械換気設備・飲食店の有無を対象とし、項目毎のCO₂超過施設の割合を算定した。

各用途におけるCO₂超過施設の割合について、事務所と学校は30%以上、百貨店と旅館では10%未満となり、用途によるCO₂超過施設の割合の差は有意となった。

また、所有者による違いとして、公の特定建築物（以下、「公」という。）と公以外の特定建築物（以下、「公以外」という。）のCO₂超過施設の割合を比較したところ、公が約38%、公以外が約12%であり、公は公以外に比べ有意にCO₂超過施設の割合が高い結果となった。公と公以外に分けた用途別のCO₂超過施設の割合を図1に示した。事務所、学校、旅館及びその他（博物館等）において、公が公以外よりもCO₂

超過割合が高い結果となった。公の百貨店及び店舗の調査対象施設数は0施設であり、興行場も施設のみで誤差による影響を大きく受けることから、これらの用途においては一概に公、公以外間でCO₂超過割合の比較ができないが、公が公以外よりCO₂超過割合が高い傾向は、特定の用途に限定されることなく一般的なものである可能性が推察された。

一方で、空調設備の違いや飲食店の有無など、その他の項目はCO₂超過施設の割合に有意差が見られなかったため、これらが空気環境に及ぼす影響は小さいと推察された。

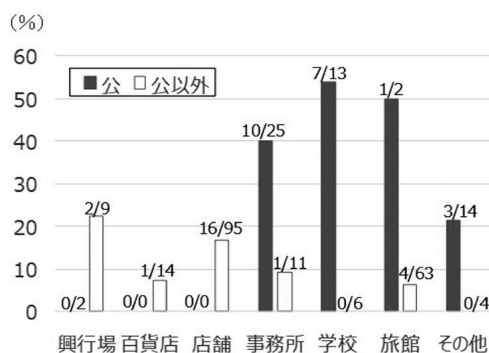


図1 公と公以外の用途別CO₂超過施設の割合

※棒グラフ上部の数値は、「CO₂超過施設数／対象施設数」

(2) CO₂超過施設の改善状況調査

令和2年度の立入等でCO₂超過がみられた45施設に対し、令和3年度に再度立入等を行い改善状況について確認（以下、「再調査」という。）を実施した。その結果、基準値内に改善したのは32施設、改善しなかったのは6施設、記録が確認できなかった7施設であった。

講じた対策としては、ハード面（設備の導入等）の対策よりも、施設の管理運用方法に関するソフト面（窓の開放等）の対策が多かった。基準値内に改善した32施設の内、ソフト面の対策を実施したのは97%、ハード面の対策を実施したのは50%であった。一方、再調査においても改善されなかった施設は、ソフト面の対策実施が67%、ハード面の対策実施が50%であった。

基準値内に改善した施設は、基準値内に

改善しなかった施設よりも、ソフト面の対策を講じた施設の割合が30%高かった。特に入場制限、窓の開放の項目で両者に10%以上の差があった。また、基準値内に改善した施設においてハード対策としてCO₂センサーを設置した施設は10%以上あり、CO₂センサーは直接CO₂濃度を低減させる機能は有しないが、適切な換気の管理に有効だったと考えられる。

立入時に確認した窓の開放による換気の取り組みについて図2に示す。空気環境が改善した施設では窓の開放や扇風機、サーキュレーター等により換気を行っている施設が多かった。一方、空気環境が改善されなかった施設の中には、換気のために解放した窓から流入する空気が、室内に設置した扇風機により室外に出される構造となっていたところもあった。この施設に対しては、換気効率改善のため、部屋の使用に支障がない範囲で扇風機の設置場所を変えるよう助言を行った。



図2 窓の開放による換気の取り組み

3. まとめ

県内の特定建築物を調査した結果、CO₂超過施設の割合は、施設の使用用途では学校及び事務所等が、設置主体では公の特定建築物が高い結果となった。その理由については、今後さらなる究明が必要と考える。

空気調和設備の方式等の比較においても、CO₂超過施設の割合に有意な差は認められなかった。再調査の結果、空気調和設備の方式に関わらず、改善した施設は改善しなかった施設に比べて、窓の開放、CO₂センサー設置、入場制限等の対策を講じた割合が高かった。このことから、施設の改修のような大掛かりな対策は必ずしも必要ではなく、施設の

使い方や管理の方法等のようなソフト面の工夫（対策）により空気環境の改善は可能であることが示唆された。

新型コロナウイルスにより現在も多数の感染者が発生しており、感染拡大予防対策を継続することが求められている。ソフト面の工夫による対策はハード面の対策と比較して低コストであることも多く、管理者の意識向上により比較的容易に空気環境が改善する可能性がある。今回の調査により得られた知見を活かし、今後の事業者への指導につなげていきたい。

【テーマ2】

飼い主のいない猫の不妊去勢事業の実施状況について

獣疫衛生部会

（仙台保健福祉事務所黒川支所

田原 亜希子）

1. はじめに

県では、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）の趣旨に基づき、みだりな繁殖を防止し、人と動物が共生できる生活環境を確保することを目的として、公益社団法人宮城県獣医師会（以下「県獣医師会」という）と連携して、県内（仙台市を除く）に生息する飼い主のいない猫（以下「当該猫」という）を保護し、不妊去勢手術を実施した団体または個人に対し、手術費用の一部を助成する「飼い主のいない猫の不妊去勢事業」（以下、「本事業」という）を実施している。本事業は、平成26年度に開始し、平成29年度及び令和元年度に事業規模及び助成額を拡充し、今年度で8年目となる。そこで本事業の実施状況を取りまとめるとともに、猫の引取り状況等と比較し、その効果等を検証した。

2. 材料と方法

（1）事業概要

本事業の概要は以下のとおり。

対 象 者	当該猫の生息地付近に居住又は勤務しており、これを保護した者 当該猫を引取り、又は譲渡を推進する団体または個人であって、「宮城県犬及び猫の譲渡実施要綱に基づく「登録譲渡対象者」として登録した者（以下「登録団体等）」
-------	---

対 象 者	登録団体等から当該猫の譲渡を前提とする飼養管理の委託を受けた者
手 術 機 関	県獣医師会の会員協力動物病院（以下「病院」）
助 成 額	雄：6,000円/頭、雌：12,000円/頭
申 請 方 法	当該猫の不妊去勢手術を依頼する病院に申請（保護日から1ヶ月以内に行う） 連署人2名（申請者と同一世帯ではなく、当該猫を保護した場所の近隣に在住又は勤務する者）が必要

（令和3年度実施要領より）

(2) 調査期間

平成26年度から令和2年度まで。

(3) 調査方法

県獣医師会から提出された助成申請書に記載された申請者、保護場所、申請頭数、病院の各情報について集計した。また、本県の猫の苦情及び相談件数と所有者不明猫の引取り数等のデータと比較し検討を行った。なお苦情及び相談件数は飼い猫に関するものも含まれているが、猫に関する傾向を把握するために検討材料とした。

3. 結 果

(1) 実施頭数について

初年度は9月から事業を実施したため、実施頭数は174頭と計画頭数を大きく下回ったが、事業規模を拡充した平成29年度（助成上限額の増額、計画頭数の増加）及び令和元年度（計画頭数の増加）に、実施頭数がそれぞれ543頭、834頭と大幅に増加した。

性別ごとでは、全期間を通して雌の実施頭数が多く、雄の約2倍に達していた（表1）。

当該猫が保護された市町村を管轄する保健所ごとに集計したところ、仙南管内が939頭と最も多く、気仙沼管内が133頭と最も少なかった。2回目の事業規模が拡充された令和元年度以降は、大崎管内、登米管内、石巻管内において実施頭数が増加し、直近の令和2年度は石巻管内の利用が186頭と最も多かった（図1※）。

※「その他」は、保健所等から譲渡された又は仙台市等対象地域外で保護された頭数

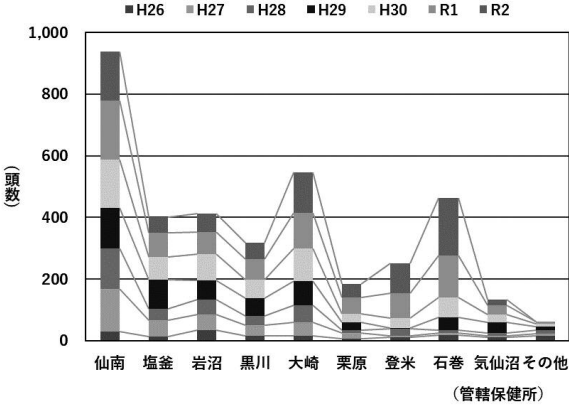


図1 保健所管轄別の実施頭数

表1 事業概要及びその実績

年 度	実施期間	助成額（円）		計画頭数	実施頭数		
		雄	雌		雄	雌	合計
H26	H26年9月～H27年2月				51	123	174
H27	H27年6月～H28年2月	3,000	6,000	400	106	259	365
H28	H28年6月～H29年2月				124	235	359
H29	H29年6月～H30年2月	6,000（上限）	12,000（上限）	600	189	354	543
H30	H30年6月～H31年2月				180	461	641
R1	H31年4月～R1年12月※	6,000	12,000	800	257	577	834
R2	R2年4月～R2年12月※				249	546	795

※計画では通年実施であるが、予算の上限に達したことより年内新規受付を終了

(2) 申請者について

申請者数は、実施頭数と同様に、事業の拡充を行った平成29年度と令和元年度に大幅に増加した。申請者のうち、登録団体等の実施頭数が占める割合は、平成26年度は実施頭数全体の2割を占めていたが、申請者が増加するに従い減少した（表2）。

また、申請者数1人あたりの申請回数は、1～2回の人が1,664人と全体の9割に達する一方、6回以上申請した人は、26名であった（表3）。

表2 申請者数（年度別）

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	合計
申請者数 （登録団体等※）	95 (4)	209 (5)	216 (6)	294 (5)	361 (6)	491 (6)	468 (6)	2,134 (38)
実施頭数 （登録団体等※）	174 (35)	365 (44)	359 (39)	543 (50)	641 (30)	834 (32)	795 (16)	3,711 (246)

※（ ）は内数
※県に登録をしていない団体等は含まない

表3 申請者数（申請回数）

申請回数	申請者（人）	割合
1回	1,393	76%
2回	271	15%
3回	83	5%
4回	45	2%
5回	17	1%
6回以上	26	1%
人数合計	1,835	

(3) 保護場所について

最も多かった保護場所は、申請者の自宅敷地内（自己所有の畜舎・作業場等を含む）であり、自宅周辺、勤務先での保護を含めると72%であった（表4）。

表4 保護場所

保護場所	割合
自宅	42%
自宅付近	27%
勤務先	3%
商業施設	2%
その他施設	18%
連署人宅	3%
保健所等	4%
不明	1%

(4) 協力動物病院について

病院数は年度毎に変動するが、調査期間中登録のあった病院計60施設のうち、実際に施術を行った病院は56施設であった。各病院での実施頭数はばらつきが大きく、調査期間中に100頭以上施術した病院は12施設で登録数の21%であり、これらの病院が実施頭数の約65%の手術を行っていた（表5）。

表5 病院の実施状況（全調査期間）

実施頭数	病院数	割合	実施頭数（総計）	割合
0頭	4	7%	—	—
1－9頭	16	27%	62	2%
10－49頭	18	30%	424	11%
50－99頭	10	17%	786	21%
100－199頭	7	12%	881	24%
200－299頭	3	5%	794	21%
300－399頭	1	2%	312	8%
400頭以上	1	2%	453	12%
合計	60		3,712	

(5) 猫の引取り数について

各保健所における所有者不明猫の引取り数は、平成26年度から平成28年度は1,800頭前後を推移していたが、平成29年度に1,538頭と大幅に減少し、以降減少傾向に転じ、令和2年度は1,003頭であった（図2）。

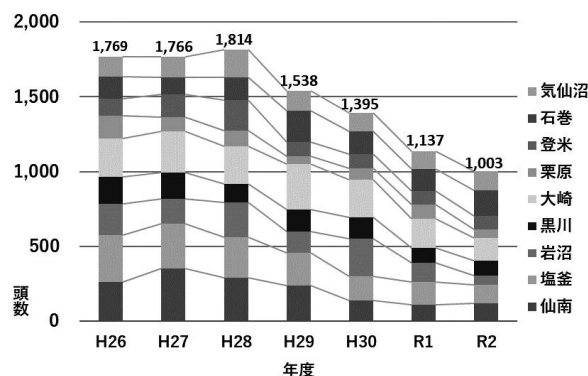


図2 所有者不明猫の引取り状況

(6) 猫の苦情及び相談件数について

苦情内容（餌付、外飼い糞尿、鳴き声）は、年度により増減はあるものの、ほぼ横ばいで推移していた。一方、譲渡希望や不妊去勢の相談件数が増加していた（表6）。

表6 猫の苦情及び相談件数

	H28	H29	H30	R1	R2
餌付	58	69	100	92	110
譲渡希望	205	284	274	360	419
失踪照会	508	505	524	546	566
外飼い	22	39	38	50	75
糞尿	89	106	104	109	90
引取依頼（35条第1項）	280	208	248	260	239
引取依頼（35条第3項）	800	678	709	764	749
鳴き声	10	23	17	11	16
しつけ・飼方	6	9	20	78	61
不妊・去勢	25	28	32	59	70
その他	261	379	543	634	682
計	2,264	2,328	2,609	2,963	3,077

※猫の苦情・相談集計はH28年度から開始

4. 考 察

平成26年度に開始した本事業の実施頭数は、事業開始初年度を除き、概ね計画頭数に達する水準で推移しており、この傾向は、事業規模を拡充し計画頭数を増加した後も同様であった。また、申請者数も実施頭数の増加

に併せて増加し、登録団体等以外の県民からの申請が実施頭数で8割以上を占めたほか、当該猫が保護された地域も全県的であるなど、本事業が県民に広く認知され、地域猫対策の有用な手段として活用されていることが推察された。

統計資料として集計している「猫の引取り数」及び「猫に関する苦情及び相談件数」の推移について、本事業との関連を確認したが、明らかな関連性は認められなかった。

県では、「宮城県動物愛護管理推進計画」において、「犬・猫引取り数」及び「苦情件数」に関する数値目標を設定し、人と動物が真に共生する社会の実現を目指すこととしている。本事業は、所有者不明猫の繁殖を抑制することによる将来的な引取り数の減少を目的としたものであるが、その効果が「引取り数」や「苦情件数」の減少として現れるには、一定程度の期間を要すると考えられ、引き続きその推移を注視することとしたい。なお、「引取り数」については、令和元年度に動物の愛護及び管理に関する法律が改正され、所

有者不明の犬猫の引取りを拒否できる場合等が新たに規定されたことを受け、安易な引取りが殺処分数の増加につながることはないよう、保健所において、引取り依頼者への説諭が積極的に行われるようになった影響も考慮する必要がある。

今後、申請者や保護した場所周辺の住民を対象としたフォローアップ調査等を通じて事業活用による具体的な効果等の把握に努め、本調査結果と併せて市町村と共有することにより、保健所や市町村にとって解決の難しい課題の一つである飼い主のいない猫を原因とする糞尿被害等の解決の一助とするとともに、本事業のより効果的な運用を図っていきたい。

3. むすびに

今後も、環境生活部の技術職員が、本研修会を通して課題や成果の共有を図り、業務改善や事業の実施に活かしていくことで、県民の皆様から寄せられる環境生活行政への期待に応えられるよう努めていきます。

地域からの発信

「元気なとり」減塩プロジェクトについて

名取市保健センター

名取市では、平成31年4月より「元気なとり」食育プラン（第3次）とともに「元気なとり」減塩プロジェクトがスタートしました。スタートした理由として、「減塩！減塩！」と様々な場所に話をしてもなかなか減らない高血圧者。平成28年度の特定健康診査受診者でⅡ度以上高血圧者（160/100以上）が7.6%いました。また、肥満者や高血糖者も多く、この方々も高インスリン血症のため、塩分を腎臓で再吸収してしまうので更に減塩を気を付けないといけません。

今までの減塩の栄養指導では、住民から「美味しくない」「続けられない」「お父さんにしょうゆかけるなどと言ってもかけてしまう」など言われていました。そのため、「自然と減塩ができる環境づくり」を進めることで美味しく減塩ができるのではないかと思います。また、以前に現在の日本高血圧学会減塩・栄養委員会の野村善博氏の講演を聞き、下呂市や増毛町の取り組みを教えていただきとても衝撃的でした。自分の市でできたらすごいだらうなと思い、野村氏に相談したことでこの取り組みを進めることができたと思っております。

平成31年度・令和元年度の取り組み

平成31年4月には、記者会見での発表。部課長が集まる会議での説明並びに、日本高血圧学会JSH減塩食品リスト掲載品の調味料を使った浅漬けなどを食べていただき、減塩なのに美味しいということを感じていただきました。

また、市民向けにスーパーに出向いて名取市の取り組みを説明し、イベントをさせていただきました。JSH減塩食品リスト掲載品の展示や試食、アンケートを取り、市民へのアピールも行いました。

その他、母子手帳交付時や乳幼児健診では、減塩のお菓子等を知っていただいたり、健康診断の待ち時間に「宮城県の食塩摂取量」や減塩プロジェクトの趣旨、JSH減塩食品リスト掲載品の食品の展示を行いました。

農林水産課とも連携し、「新米試食会」で減塩食品を利用した料理の提供と減塩プロジェクトの趣旨を説明させていただきました。

市内のスーパー全店に説明に伺い、JSH減塩食品リスト掲載品の食品の販売についてのご相談をさせていただきましたが、なかなか難しいのが現状でした。そんな時に上司から「市役所の売店に相談してみたら？」と言われ、早速売店の方に相談したところ、減塩食品を置いてくださるようになり、その他の取り組みにも積極的にご協力いただけるようになりました。

また、減塩フォーラムを開催し280人の方に参加していただきました。野村氏の講演やJSH減塩食品リスト掲載品の展示。名取市食生活改善推進員の方々にご協力をいただき、名取市特産のせりやたけのこを使った減塩料理を作っていただき参加者に試食をしてもらいました。その際のアンケートでは「美味しい」との声が多く、減塩でも美味しいということを感じていただきました。

食生活改善推進員の皆さんには、地域の強みを生かした減塩の仲間づくり運動や伝達講習会で減塩食品を利用した講習会の開催。公民館まつりでの周知等様々なところで普及啓発活動をしていただきました。

令和2年度以降の取り組み

これからという令和2年度は、3月からの新型コロナウイルス感染症の拡大により「減塩」どころではありませんでした。

そんな中、市内小売業やスーパー9店舗が名取市減塩推進協力店として、幟旗の設置や減塩食品の販売等を始め、食生活改善普及運動月間では、減塩食品のそばにPOPを貼っていただく等市民に減塩について意識していただけるようご協力をいただいております。令和3年度現在で薬局も含む13店舗と増えており、今年度は更に飲食店にもご協力をいただければと考えております。

また、名取市特産に、「笹かまぼこ」があります。市民にとって「笹かまぼこ」はおやつやおつまみのお供としてよく食べられています。そこには、しょうゆをつけて食べる風習もあります。それが、減塩になったらと思い、体当たりで「株式会社 ささ圭」に名取市の減塩プロジェクトの趣旨や思いをお伝えし「減塩の笹かまぼこ」を作ってほしいとお願いしたところ、会社のご厚意で作っていただきました。そしてJSH減塩食品としても認定されました。本当に、社長を始め、社員の皆様のご努力やご苦労は大変なことだったと思います。今でも本当に感謝しております。

また、令和2年度は、「スマートミール認証店」が名取市で初めて1店舗登録されました。スマートミールとは「健康づくりに役立つ栄養バランスのとれた食事のこと」で1食の中で、主食・主菜・副菜が揃い、野菜がたっぷり食塩のとり過ぎにも配慮した食事で、日本高血圧学会や日本糖尿病学会などの13の学会が審査・認証しています。こちらも令和3年度現在は名取市に3店舗・仙台市に1店舗認証されており、更に1店舗申請中です。

また、食生活改善推進員さんが、「多めの菜取り（名取）で減塩！」として名取市特産の小松菜や青梗菜とJSH減塩食品リスト掲載の調味料等を使用し簡単減塩料理を作っているYoutube動画を作成しました。また、その料理をお弁当にしたものを市内の飲食店にご協力いただき、期間限定で販売していただきました。

令和3年度は、減塩料理のアイデアを市民の皆さんに教えていただくため“名取市みんなの「小松菜・チンゲン菜の美味！減塩料理」コンテスト”を行いました。新型コロナウイルス感

染症の影響で応募件数が少ないのではと思っていましたが、110人76作品の応募がありました。厳選なる審査の結果、名取北高等学校の「海鮮風お好み焼き」がグランプリとなりました。またその作品は市内飲食店で販売され、その他「こまツナおから」「小松菜と減塩笹かまのナムル」がランチプレートとしても販売されました。最近ですと、閑上にあるイトーチェーンゆりあげ食彩館のフードコートでもランチにこの2作品が4月下旬まで販売され、フードコート内でも「元気なとり」減塩プロジェクトのPRをしていただいております。

地道に活動を続けていますが、特定健康診査受診者のⅡ度高血圧以上者の割合は令和元年度は5.4%。令和2年度は8.3%。令和3年度は4.3%とデータヘルス計画で目標としていた令和5年度6.9%より改善してきています。しかし、食育事業で行っている幼児の尿中塩分測定では3g未満のお子さんはほとんどいないことや、高血圧者のミニ学習会での尿中塩分測定でもなかなか6g未満になっている方はいないことから今後も特定健診での保健指導や乳幼児健診で減塩の必要性をお伝えしていきたいと思えます。

また、令和4年度は学生さんによる「減塩お弁当コンテスト」を企画しています。スマートミール認証基準に準じた野菜たっぷりそして減塩のお弁当を考えていただきます。そして継続して販売していただけるよう、市ではお店と打合せををしながら準備を進めています。

周知がまだまだ足りないと感じていますので、今後も様々な機関と連携しながら、そしてご協力をいただきながら「自然と減塩ができる環境づくり」を進めていきたいと思えます。

食育研修会（名取市文化会館）



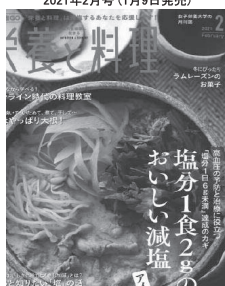
1

「元気なとり」減塩フェア（イオンモール名取）



1

月刊『栄養と料理』（発行：女子栄養大学出版部）
2021年2月号（1月9日発売）



P.145 第26回『外食・中食を選ぶ新しい基準
「スマートミール」を活用しましょう！』コーナー



名取市食生活改善推進員による youtube動画配信

- ・減塩プロジェクトの一環として、食生活改善推進員による「野菜を減塩で美味しく手軽に食べる」ことをPRするための動画を作成。
- ・「多めの葉取り(名取)で減塩！」をテーマに、「名取市特産の小松菜やチンゲン菜」「ささきの減塩笹かまぼこ」「JSH減塩食品リスト掲載の減塩食品」を使用した減塩簡単クッキング動画を配信。



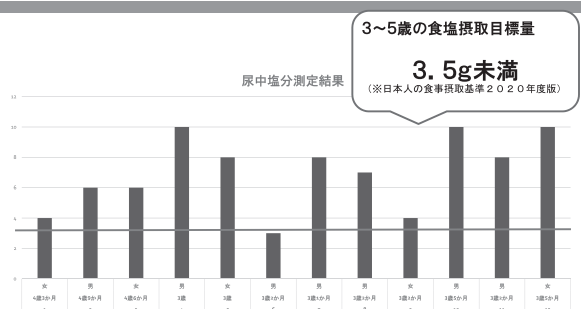
食環境整備における地元企業との連携

- ・株式会社様が減塩笹かまぼこを開発。
- ・今後も減塩笹かまぼこ、名取市特産の野菜等とコラボしながら食環境整備を進めていきたい。

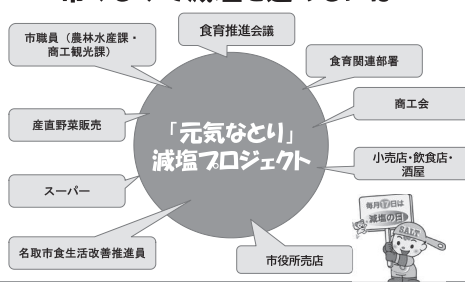


名取市みんなの「小松菜・チンゲン菜の美味！減塩料理」コンテスト表彰式

- ・厳正な審査の結果、76作品110人の応募の中から10作品を入賞作品として決定。
- ・グランプリは宮城県名取北高等学校の「海鮮風お好み焼き」に。
- ・令和3年10月7日に受賞者へ名取市長より表彰状と記念品を贈呈した。



市ぐるみで減塩を進めるには



2

R1 食育まとめ

事業名	食育研修会
目 的	平成28年度国民健康・栄養調査で塩分摂取量は宮城県が男性ワースト1位、女性ワースト9位であり、名取市も全国平均からみれば塩分摂取量が多い都市であると考えられる。 平成29年度名取市国保の特定健診では血圧140以上又は90以上(1度高血圧以上)が1,079人(22.2%)と約4.5人に1人が高血圧であった。 市民一人ひとりが減塩について正しい知識を得て、脳・心臓・腎臓の血管を守ることができるよう、「元氣なとり」減塩プロジェクトとして開催する。
対象者	名取市住民(特に高血圧1度以上の方)、市内小売業者(イオン名取店)、名取市商工会、名取市食育推進会議委員、宮城県食育担当者、塩釜保健所食育担当者、栄養士・保健師(市内施設所属、白石市、亶理町、大和町、大衡村、広南病院)、名取市地域婦人団体連絡協議会、名取市ボランティア連絡協議会、名取市健康づくり運動サポーターの会
人 数	280人
内 容・状況	【会場】 名取市文化会館(中ホール・ホワイエ) 【課題】 テーマ「おいしく減塩！～減塩食品を賢く選び、使ってみよう～」 講師：日本高血圧学会減塩委員会 オブザーバー 野村 善博氏 【減塩食品を使用した試食コーナー】 ・参加者に減塩食品を使用した試食の配布 (きゅうりの浅漬け)「ひじきの煮物」「たけのこごはん」「せりのお浸し」 ・試食後の食味についてのシールアンケート実施 【ISH減塩食品展示コーナー】 ・ISH減塩食品リスト掲載品の展示および日本高血圧学会についてのポスター掲示 ・スマートミール弁当の展示および説明ポスターの掲示 【血圧測定コーナー】 ・血圧の測定 ・1名取市の健康課題、高血圧を原因とした重症化について等のポスター掲示 ・血圧手帳、家庭での正しい血圧測定などの資料配布

	「元氣なとり」減塩プロジェクト				
目 的	正しい知識を得て減塩に取り組み、生活習慣病の重症化につながる「脳、心臓、腎臓」の血管を守る ※令和元年度特定健診Ⅱ度高血圧以上の割合 5.4%				
事業名	健康フェア	「元氣なとり」減塩フェア	「いとりなとり産直マーケット」での取組	「歯と口と健康のつどい」(食育コーナー)	その他(普及啓発含)
対象者	名取市民				
回 数	1回	1回	2回	1回	3回 ※新米試食会および減塩の健康教育のみ計上
人 数	212人(試食配布数)	650人(試食配布数)	180人(資料配布数)	120人(試食配布数)	78人 ※新米試食会および減塩の健康教育のみ計上
内 容・状況	【会場】 食品館イー(愛島店) 【展示】 ・ISH減塩食品リスト掲載品 ・名取市の健診データと血圧の関連について ・宮城県民の食塩摂取量 ・宮城県の健診結果と生活 【試食】 ・減塩浅漬けやシールアンケート ・ISH減塩食品リスト掲載品 【測定】 ・血圧測定	【会場】 イオンモール名取 【体験】 ・食品絵カードを使用し、自身の1食分に含まれる塩分チェックとシールアンケート 【展示】 ・ISH減塩食品リスト掲載品 ・名取市の健診データと血圧の関連について ・宮城県民の食塩摂取量 ・宮城県の健診結果と生活 ・正しい血圧の測定方法 【配布】 ・「元氣なとり」減塩プロジェクト普及チラシの配布 ・減塩食品の配布 【試食】 ・減塩せり鍋の試食提供(味の素・キッコーマンより) 【測定】 ・血圧、血管年齢、体組成測定	【会場】 市役所1階ロビー 【展示】 ・ISH減塩食品リスト掲載品 ・名取市の健診データ ・宮城県民の食塩摂取量 ・宮城県の健診結果と生活 ・調味料に含まれる食塩量 【試食】 ・減塩浅漬け ・お浸し(減塩醤油使用) ・減塩おでん風煮物 【配布】 ・「元氣なとり」減塩プロジェクト普及チラシの配布 ・減塩食品を使用した献立	【会場】 名取市文化会館(ギャラリー) 【体験】 ・3・1・2バランス弁当作成体験(ヴェルト食材のお弁当詰め) ・写真撮影(子ども62人) ・食生活チェックシート(塩分摂取量) 【展示】 ・「元氣なとり」減塩プロジェクトの取り組みについて ・ISH減塩食品リスト掲載品 【試食】 ・減塩浅漬け ・シールアンケート ・ISH減塩食品リスト掲載品	・(部課長会議)減塩プロジェクトの説明 ・(母子健康手帳交付時)ISH減塩食品リスト掲載品の展示 ・(体験)「3・1・2バランス弁当作成体験(ヴェルト食材のお弁当詰め)」についての説明 ・(特定健診データ受領)人間ドッグ受診者へ減塩に関する啓発と資料の配布 ・(保健指導)高血圧高値の者へ保健指導 ・(献血)献血者へ献血記念品として減塩食品の提供と減塩プロジェクト普及チラシの配布 ・市内小売業およびスーパーに減塩プロジェクトの説明と協力依頼(3店舗) ・市内飲食店にスマートミール事業の協力依頼(5店に依頼、1店から協力を得て、「健康な食事・食環境」認証制度に申請) ・市ホームページ、フェイスブック、広報に取組の掲載 ・などとしての活動周知 ・新米試食会で、減塩食品を使用した料理の提供および減塩プロジェクトの趣旨説明(39人) ・減塩の健康教育(みやぎ生協名取西店：22人、仙南ブロック商工会職員協議会：17人) ・市役所売店で減塩食品の取扱い開始 ・食生活改善推進員の活動協力(減塩の仲間づくり活動、伝達講習会(減塩食品の使用)、公民館まつりでの周知他)
課題等	・「元氣なとり」減塩プロジェクトの説明や、宮城県の塩分摂取量状況などのスタッフ側の情報共有が必要だった。 ・会場が買物を終えた人が通る経路で手が届きやすい人が多く、積極的な参加いただくことが難しかった。	・不特定多数を対象としたため、市民以外の参加も多くみられた。 ・減塩食品をすべて購入できる会場レアウトだったため、周知からの行動に直結できた。	・減塩活動の周知から市役所売店へ誘導の流れができ、住民の減塩行動に直結できた。 ・高齢者が多く、若い世代への周知が難しい。 ・市役所職員にも活動の取組みを周知できた。	・式典後に一斉に食育コーナーに来場があり、「元氣なとり」減塩プロジェクト等の説明が難しい場面が見られた。 ・スタッフ間での情報共有を事前に徹底参加者への情報発信をスムーズに行うことが必要だった。	・保健センターだけでなく、他部署と連携を取り、周知および活動を行うことで、市民だけでなく、職員にも減塩活動の意識付けにつながった。 ・市内小売店や飲食店に足を運び、減塩プロジェクトの協力を依頼したところ、環境づくりの一環として減塩食品の取り扱いが増えた。

R2 食育まとめ

	「元氣なとり」減塩プロジェクト			
目 的	正しい知識を得て減塩に取り組み、生活習慣病の重症化につながる「脳、心臓、腎臓」の血管を守る ※令和元年度特定健診Ⅱ度高血圧以上の割合 5.4%			
事業名	「元氣なとり」減塩フェア	「いとりなとり産直マーケット」での取組	産直市場「あじわいの朝」とのコラボイベント	その他(普及啓発含)
対象者	全市民			
回 数	1回	1回	1回	1回 ※産直ネットワーク研修会のみ計上
人 数	190人(減塩パンフレット配布数) (うちアイズコーナー参加67人)	100人(展示料理のレシピ及び減塩調味料のサンプル配布数) (うち減塩パンフレット配布85人)	92人(減塩レシピ配布数) (うち減塩パンフレット配布90人)	36人 ※産直ネットワーク研修会のみ計上
内 容・状況	【会場】 イオンモール名取 【展示】 ●会場にまつわるクイズコーナー ①宮城県の食塩摂取量、 ②食塩摂取目標量、 ③高血圧治療の食塩摂取目標量、 ④アメン・寿司・納豆のタレの各食塩含有量 ●血管を守るために知っておきたいことコーナー ・名取市国保の地区別健診結果 ・高血圧による脳・心臓・腎臓への影響 ・減塩の重要性等の伊藤先生のスライド ●ISH減塩食品リスト掲載品 ●スマートミール情報コーナー 【配布】 ・減塩パンフレット ・ISH減塩食品リスト掲載品	【会場】 市役所1階ロビー 【展示】 ・ISH減塩食品リスト掲載品 ・小松菜・青梗菜 ・アブラナ科の野菜について ・野菜のポップ・減塩のポップ ・減塩料理 (チャーハン・野菜炒め・すまし汁) 【配布】 ・減塩パンフレット ・減塩食品を使用した献立 (減塩白だし・粉末を添付) ・スマイルのちらし 【上映】 名取市食生活改善推進員による「多めの菜取り(名取)で減塩！」YouTube動画上映	【会場】 あじわいの朝 レジ脇のブース 【配布】 ・減塩＆野菜レシピの配付 (レシピにはISH減塩食品リスト掲載の減塩食品「減塩白だし」を添付) ※1品に 野菜 約70g以上 食塩相当量 小鉢なら1g未満 1食あたり2g未満 ・減塩についてのパンフレットの配付 【展示】 減塩でも美味しい「野菜料理」の展示 ・減塩釜かまどブロックのジンジャー蒸し ・白菜のミルク煮 ・キャベツと豚ひき肉の重ね蒸し 【上映】 名取市食生活改善推進員による「多めの菜取り(名取)で減塩！」YouTube動画上映	・(乳幼児健診)減塩についてのパンフレット配布 ・市内小売業およびスーパー8店舗が名取市減塩推進協力店として認定 ・市内飲食店1店舗がスマートミール認証店舗として認定、スマートミールの提供開始。 ・食生活改善普及運動として、減塩推進協力店での減塩POPの掲示 ・食環境整備における地元企業との連携(さき日) ・名取市食生活改善推進員によるyoutube動画配付 ・市内飲食店とのコラボ企画による減塩ランチの提供 ・(特定健診データ受領)人間ドッグ受診者へ減塩に関する啓発と資料の配布 ・(保健指導)高血圧高値の者へ保健指導 ・(献血)献血者へ献血記念品として減塩食品の提供および献血会場にISH減塩食品リスト掲載品一覧等のポスター掲示 ・市内および市外飲食店にスマートミール事業の協力依頼(3店舗に依頼し申請) ・市ホームページ、フェイスブック、広報に取組の掲載 ・などとしての活動周知 ・産直ネットワーク研修会で減塩で野菜摂取の重要性について説明(36人) ・食生活改善推進員の活動協力(減塩の仲間づくり活動、日食協事業(減塩食品の使用)、公民館まつりでの周知 他)
課題等	・月曜日ということもあり、参加者が少なかったため、午前中だけ、もしくは午後2時頃までの実施でも良かった。 ・「元氣なとり」減塩フェアの隣のブースに長蛇の列ができ、減塩フェアブースに入りにくい状態となっていたが、並んでいる方々に減塩パンフレットの配布と減塩フェア参加の声掛けを行うことができたのは良かった。	・減塩活動の周知から市役所売店へ誘導の流れができ、住民の減塩行動に直結できた。 ・高齢者が多く、若い世代への周知が難しい。 ・市役所職員にも活動の取組みを周知できた。	・館内食改の方のご尽力もあり、ほとんどの来店客に直接声を掛けことが出来たのは良かった。 ・また減塩食品を始めるのではなく、なぜ減塩の必要があるのかというところや、野菜摂取量と食塩摂取量は相関関係があることから減塩食品を活用して野菜を摂取することが大切だということを、食品と身体を結び付けて理解し、行動変容に繋げられるような内容を今後も検討していく必要がある。	・保健センターだけでなく、他部署と連携を取り、周知および活動を行うことで、市民だけでなく、職員にも減塩活動の意識付けにつながった。 ・市内小売店や飲食店に足を運び、減塩プロジェクトの協力を依頼したところ、環境づくりの一環として減塩食品の取り扱いが増えた。 ・食環境整備における地元企業との連携により、減塩がまじこが開設された。(さき生協の減塩食品がまじこがISH減塩食品リストに掲載された。)

感染症情報

宮城県感染症発生動向調査情報

(令和4年2月28日～令和4年4月3日、第9週～第13週)

宮城県結核・感染症情報センター*

宮城県結核・感染症情報センターでは、「感染症法」に基づき、県内の医療機関の協力を得て、感染症の患者発生報告と病原体の検出報告を行っています。ここでは月間の動向を提供します。

1. 全数届出対象疾患届出状況

一類感染症

疾患名	期間・地域		2月28日～4月3日	2022年累計
	宮城県	仙台市	県全域	県全域
疾患名	届出なし			

二類感染症

疾患名	期間・地域		2月28日～4月3日	2022年累計
	宮城県	仙台市	県全域	県全域
結核	8	8	16	41

三類感染症

疾患名	期間・地域		2月28日～4月3日	2022年累計
	宮城県	仙台市	県全域	県全域
コレラ			0	0
細菌性赤痢			0	0
腸管出血性大腸菌感染症			0	3
腸チフス			0	0
パラチフス			0	0

四類感染症

疾患名	期間・地域		2月28日～4月3日	2022年累計
	宮城県	仙台市	県全域	県全域
E型肝炎		2	2	2
A型肝炎			0	0
エキノコックス症			0	0
コクシジオイデス症			0	0
つつが虫病			0	0
デング熱			0	0
日本紅斑熱			0	0
ブルセラ症			0	0
ボツリヌス症			0	0
ライム病			0	0
レジオネラ症	2	1	3	9
レプトスピラ症			0	0

五類感染症

疾患名	期間・地域		2月28日～4月3日	2022年累計
	宮城県	仙台市	県全域	県全域
アモeba赤痢		1	1	2
ウイルス性肝炎		1	1	1
カルバペネム耐性腸内細菌感染症	1	6	7	13
急性脳炎			0	1
クリプトスポリジウム症			0	0
クロイツフェルト・ヤコブ病			0	0
劇症型溶血性レンサ球菌感染症	1		1	6
後天性免疫不全症候群		1	1	4
ジアルジア症			0	0
侵襲性インフルエンザ菌感染症			0	0
侵襲性髄膜炎菌感染症			0	0
侵襲性肺炎球菌感染症		2	2	3
水痘（入院例）			0	1
梅毒		7	7	24
播種性クリプトコックス症			0	0
破傷風			0	0
バンコマイシン耐性腸球菌感染症	1		1	1
百日咳			0	1
風しん			0	0
麻疹			0	0
薬剤耐性アシネトバクター感染症			0	0

新型インフルエンザ等感染症

疾患名	期間・地域		2月28日～4月3日	2022年累計
	宮城県	仙台市	県全域	県全域
新型コロナウイルス感染症	9,348	10,239	19,587	※

※ 新型コロナウイルス感染症に係る届出状況については、集計システムへの反映に時間を要するケースがあり、宮城県及び仙台市の患者数に関する公表資料と差が生じております。公表資料は、次のURLの宮城県ホームページからご覧願います。
HP: <https://www.pref.miyagi.jp/site/covid-19/02.html>

2. 定点把握疾患報告状況

期間中、明らかな流行は認められませんでした。

3. 病原体検出状況（保健環境センター検出分）

病原体	月検出件数*	2022年累計
インフルエンザウイルス	A (H1) 型	0
	AH1pdm09	0
	A (H3) 型	0
	B型	0
バラインフルエンザウイルス3型		0
エンテロウイルス		0
コクサッキーウイルス		0
エコーウイルス		0
アデノウイルス		0
ヒトパレコウイルス		0
風しんウイルス		0
麻疹ウイルス		0
ヒトパルボウイルスB19		0
ノロウイルス	G I 群	0
	G II 群	47
	G I 群及びG II 群	0
ロタウイルス		0
サボウイルス		0
アストロウイルス		0
ライノウイルス		0
A型肝炎ウイルス		0
E型肝炎ウイルス		0
RSウイルス		0
SARS-CoV-2	455	1,130
腸管出血性大腸菌	O157	0
	O26	0
	その他	0
腸管毒素原性大腸菌		0
腸管侵入性大腸菌		0
腸管病原性大腸菌		0
腸管凝集付着性大腸菌		0
他の下痢原性大腸菌		0
サルモネラ		0
カンピロバクター	C.jejuni	0
	C.coli	0
黄色ブドウ球菌（毒素産生性）		0
Yersinia enterocolitica		0
A群溶血性レンサ球菌		0
Legionella pneumophila		0

* 2月28日～4月3日の検出日で集計

4. トピック

県内の新型コロナウイルス感染症の患者数は依然として高い水準で推移しています。宮城県は、4月10日が期限の【再拡大防止期間】を5月15日まで延長とし、感染対策の継続を要請しています。感染拡大を抑制しながら、可能な限り社会・経済活動を維持していくためには、ワクチン3回目の早期接種や、基本的な感染対策の徹底に努めるとともに、今後の動向についても注視してください。

* 宮城県保健環境センター微生物部

HP: <https://www.pref.miyagi.jp/site/hokans/kansen-center.html>

宮城県感染症発生動向調査情報

(令和4年4月4日～令和4年5月1日、第14週～第17週)

宮城県結核・感染症情報センター*

宮城県結核・感染症情報センターでは、「感染症法」に基づき、県内の医療機関の協力を得て、感染症の患者発生報告と病原体の検出報告を行っています。ここでは月間の動向を提供します。

1. 全数届出対象疾患届出状況

一類感染症

疾患名	期間・地域		4月4日～5月1日	2022年累計
	宮城県	仙台市	県全域	県全域
届出なし				

二類感染症

疾患名	期間・地域		4月4日～5月1日	2022年累計
	宮城県	仙台市	県全域	県全域
結核	8	12	20	63

三類感染症

疾患名	期間・地域		4月4日～5月1日	2022年累計
	宮城県	仙台市	県全域	県全域
コレラ			0	0
細菌性赤痢			0	0
腸管出血性大腸菌感染症		2	2	5
腸チフス			0	0
パラチフス			0	0

四類感染症

疾患名	期間・地域		4月4日～5月1日	2022年累計
	宮城県	仙台市	県全域	県全域
E型肝炎		1	1	3
A型肝炎		1	1	1
エキノコックス症			0	0
コクシジオイデス症			0	0
つつが虫病	1		1	1
デング熱			0	0
日本紅斑熱			0	0
ブルセラ症			0	0
ボツリヌス症			0	0
ライム病			0	0
レジオネラ症		1	1	11
レプトスピラ症			0	0

五類感染症

疾患名	期間・地域		4月4日～5月1日	2022年累計
	宮城県	仙台市	県全域	県全域
アメーバ赤痢			0	2
ウイルス性肝炎		1	1	2
カルバペネム耐性腸内細菌感染症	2	2	4	17
急性脳炎			0	1
クリプトスポリジウム症			0	0
クロイツフェルト・ヤコブ病			0	0
劇症型溶血性レンサ球菌感染症			0	6
後天性免疫不全症候群	1		1	6
ジアルジア症			0	0
侵襲性インフルエンザ菌感染症			0	0
侵襲性髄膜炎菌感染症			0	0
侵襲性肺炎球菌感染症	1	3	4	7
水痘（入院例）			0	1
梅毒	2	7	9	33
播種性クリプトコックス症			0	0
破傷風			0	0
バンコマイシン耐性腸球菌感染症			0	1
百日咳			0	1
風しん			0	0
麻疹			0	0
薬剤耐性アシネトバクター感染症			0	0

新型インフルエンザ等感染症

疾患名	期間・地域		4月4日～5月1日	2022年累計
	宮城県	仙台市	県全域	県全域
新型コロナウイルス感染症	6,806	7,881	14,687	※

※ 新型コロナウイルス感染症に係る届出状況については、集計システムへの反映に時間を要するケースがあり、宮城県及び仙台市の患者数に関する公表資料と差が生じております。公表資料は、次のURLの宮城県ホームページからご覧いただけます。
HP: <https://www.pref.miyagi.jp/site/covid-19/02.html>

2. 定点把握疾患報告状況

期間中、明らかな流行は認められませんでした。

3. 病原体検出状況（保健環境センター検出分）

病原体	月検出件数*	2022年累計
インフルエンザウイルス	A(H1)型	0
	AH1pdm09	0
	A(H3)型	0
	B型	0
パラインフルエンザウイルス3型		0
エンテロウイルス		0
コクサッキーウイルス		0
エコーウイルス		0
アデノウイルス		0
ヒトパレコウイルス		0
風しんウイルス		0
麻疹ウイルス		0
ヒトパルボウイルスB19		0
ノロウイルス	GI群	0
	GII群	3
	GI群及びGII群	0
ロタウイルス		0
サポウイルス	1	1
アストロウイルス		0
ライノウイルス		0
A型肝炎ウイルス		0
E型肝炎ウイルス		0
RSウイルス		0
SARS-CoV-2	337	1,467
腸管出血性大腸菌	O157	0
	O26	0
	その他	0
腸管毒素産生性大腸菌		0
腸管侵入性大腸菌		0
腸管病原性大腸菌		0
腸管凝集付着性大腸菌		0
他の下痢原性大腸菌		0
サルモネラ		0
カンピロバクター	C.jejuni	0
	C.coli	0
黄色ブドウ球菌（毒素産生性）		0
Yersinia enterocolitica		0
A群溶血性レンサ球菌		0
Legionella pneumophila		0

* 4月4日～5月1日の検出日で集計

4. トピック

県内の新型コロナウイルス感染症の患者数は依然として高い水準で推移しています。宮城県は、5月15日までの【再拡大防止期間】とし、感染対策の継続を要請しています。感染拡大を抑制しながら、可能な限り社会・経済活動を維持していくために、ワクチン3回目の早期接種のほか、引き続き基本的な感染対策の徹底に努めるとともに、今後の動向についても注視してください。

* 宮城県保健環境センター微生物部

HP: <https://www.pref.miyagi.jp/site/hokans/kansen-center.html>

仙台市感染症発生動向調査情報

<令和4年2月28日～令和4年4月3日>

仙台市衛生研究所微生物課

集計（感染症法＊に基づく全数報告件数）

疾患名	第9週	第10週	第11週	第12週	第13週	第9～13週 合計
結核	2	2	1	1	2	8
E型肝炎	0	1	1	0	0	2
レジオネラ症	0	0	0	1	0	1
アメーバ赤痢	0	0	0	0	1	1
ウイルス性肝炎	0	0	0	0	1	1
カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	1	0	0	3	2	6
後天性免疫不全症候群	0	0	1	0	0	1
侵襲性肺炎球菌感染症	0	0	0	1	1	2
梅毒	0	3	2	2	0	7
風しん	0	0	0	0	0	0
麻疹	0	0	0	0	0	0
新型コロナウイルス感染症※	2,300	2,199	1,932	1,722	2,093	10,246

＊感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

※2020年第36週より新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）へ移行し集計方法が異なるため、仙台市の公表資料とは一致していません。

最新の公表資料は、下記のURLより仙台市ホームページをご覧ください。

HP：<http://www.city.sendai.jp/kikikanri/kinkyu/corona2020/index.html>

- ・結核
肺結核：4例
無症状病原体保有者：4例
- ・レジオネラ症
ポンティアック熱型：1例
- ・アメーバ赤痢
腸管アメーバ症：1例
- ・ウイルス性肝炎
B型：1例
- ・カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症
Klebsiella aerogenes：3例
Enterobacter cloacae：3例
- ・後天性免疫不全症候群
無症候：1例
- ・梅毒
早期顕症Ⅰ期：4例
早期顕症Ⅱ期：1例
無症候：2例

集計（患者数＊）

週報定点把握対象 感染症名	第9週	第10週	第11週	第12週	第13週	第9～13週 合計
RSウイルス感染症	1	0	0	0	4	5
咽頭結膜熱	1	1	0	1	1	4
A群溶血性レンサ球菌 咽頭炎	3	6	10	2	1	22
感染性胃腸炎（小児科）	60	86	68	70	57	341
水痘	5	3	2	1	4	15
手足口病	0	0	2	0	0	2
伝染性紅斑	1	2	0	0	0	3
突発性発しん	7	7	4	6	7	31
ヘルパンギーナ	0	0	0	0	0	0
流行性耳下腺炎	1	0	0	0	2	3
インフルエンザ	0	0	0	0	0	0
急性出血性結膜炎	1	0	0	0	0	1
流行性角結膜炎	1	1	1	0	0	3
感染性胃腸炎 （ロタウイルス）	0	0	0	0	1	1
クラミジア肺炎 （オウム病を除く）	0	0	0	0	0	0
細菌性髄膜炎	0	0	0	0	0	0
マイコプラズマ肺炎	0	0	0	0	0	0
無菌性髄膜炎	0	0	0	0	0	0
マイコプラズマ肺炎 （小児科）	0	0	0	0	0	0
川崎病	2	0	0	0	0	2
不明発しん症	0	1	2	4	1	8

＊感染症発生動向調査における患者定点医療機関から報告された患者数

コメント

[A群溶血性レンサ球菌
咽頭炎]
第12週以降減少。

[感染性胃腸炎（小児科）]
増減あるものの、概ね横ばいに推移。
第9週から第13週までの期間において、集団感染事例はなし。

仙台市感染症発生動向調査情報

<令和4年4月4日～令和4年5月1日>

仙台市衛生研究所微生物課

集計（感染症法＊に基づく全数報告件数）

疾患名	第14週	第15週	第16週	第17週	第14～17週 合計
結核	6	2	1	3	12
腸管出血性大腸菌感染症	1	0	0	1	2
E型肝炎	1	0	0	0	1
A型肝炎	0	0	0	1	1
レジオネラ症	0	0	1	0	1
ウイルス性肝炎	0	0	0	1	1
カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	1	1	0	0	2
侵襲性肺炎球菌感染症	0	1	1	1	3
梅毒	2	2	1	2	7
風しん	0	0	0	0	0
麻疹	0	0	0	0	0
新型コロナウイルス感染症※	2,287	2,079	1,982	1,534	7,882

＊感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

※2020年第36週より新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）へ移行し集計方法が異なるため、仙台市の公表資料とは一致していません。

最新の公表資料は、下記のURLより仙台市ホームページをご覧ください。

HP：<http://www.city.sendai.jp/kikikanri/kinkyu/corona2020/index.html>

- ・結核
肺結核：8例
肺結核及びその他の結核：1例
その他の結核：1例
無症状病原体保有者：2例
- ・腸管出血性大腸菌感染症
O型不明 VT1：1例
O103 VT1：1例
- ・レジオネラ症
肺炎型：1例
- ・ウイルス性肝炎
B型：1例
- ・カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症
Klebsiella pneumoniae：1例
Enterobacter cloacae：1例
- ・梅毒
早期顕症Ⅰ期：4例
早期顕症Ⅱ期：1例
無症候：2例

集計（患者数＊）

週報定点把握対象 感染症名	第14週	第15週	第16週	第17週	第14～17週 合計
RSウイルス感染症	0	1	0	1	2
咽頭結膜熱	0	0	0	0	0
A群溶血性レンサ球菌 咽頭炎	4	4	7	1	16
感染性胃腸炎（小児科）	69	82	123	122	396
水痘	2	1	0	0	3
手足口病	0	1	0	2	3
伝染性紅斑	0	0	0	0	0
突発性発しん	8	10	7	5	30
ヘルパンギーナ	0	0	0	0	0
流行性耳下腺炎	0	1	0	0	1
インフルエンザ	0	0	0	0	0
急性出血性結膜炎	0	0	0	0	0
流行性角結膜炎	2	1	0	1	4
感染性胃腸炎 （ロタウイルス）	0	0	0	0	0
クラミジア肺炎 （オウム病を除く）	0	0	0	0	0
細菌性髄膜炎	0	0	0	0	0
マイコプラズマ肺炎	0	0	0	1	1
無菌性髄膜炎	0	0	0	0	0
マイコプラズマ肺炎 （小児科）	0	0	0	0	0
川崎病	0	0	0	0	0
不明発しん症	3	4	5	4	16

＊感染症発生動向調査における患者定点医療機関から報告された患者数

コメント

[A群溶血性レンサ球菌
咽頭炎]
第17週以降減少。

[感染性胃腸炎（小児科）]
第14週以降増加傾向。
第17週に、保育施設等における
集団感染事例1件報告あり。

[突発性発しん]
第16週以降減少。

仙台市内病院病原体検出情報

<2022年 2月28日～2022年 4月3日>

独立行政法人国立病院機構仙台医療センター
臨床研究部ウイルスセンター

ウイルス分離状況

2022年	第9週（最終） 2月28日～3月6日	第10週（最終） 3月7日～3月13日	第11週（最終） 3月14日～3月20日	第12週（最終） 3月21日～3月27日	第13週（最終） 3月28日～4月3日
インフルエンザウイルスA(H1N1)型pdm09	0	0	0	0	0
A(H3N2)型	0	0	0	0	0
B型(山形系統)	0	0	0	0	0
B型(ビクトリア系統)	0	0	0	0	0
C型	0	0	0	0	0
解析中	0	0	0	0	0
RSウイルス	0	0	0	0	1
ヒトメタニューモウイルス	0	0	0	0	0
ムンプスウイルス	0	0	0	0	0
アデノウイルス	0	0	0	1	0
エンテロウイルス	0	0	0	0	0
ライノウイルス	0	0	0	1	0
単純ヘルペスウイルス	0	0	0	0	0
サイトメガロウイルス	0	0	0	0	0
パラインフルエンザウイルス 1型	0	0	0	0	0
2型	0	0	0	0	0
3型	0	0	0	0	0
4型	0	0	0	0	0
解析中	0	0	0	0	0
未 同 定	0	0	0	0	0
分離総数／検体総数	0/41	0/42	0/51	2/57	1/49

抗原検出状況

2022年	第9週 2月28日～3月6日	第10週 3月7日～3月13日	第11週 3月14日～3月20日	第12週 3月21日～3月27日	第13週 3月28日～4月3日
インフルエンザウイルス	0	0	0	0	0
A型	0	0	0	0	0
B型	0	0	0	0	0
RSウイルス	0	0	0	0	1
ヒトメタニューモウイルス	0	0	0	0	0
新型コロナウイルス	0	0	0	0	0
アデノ（呼吸器）	0	1	0	1	0
※溶連菌	0	0	0	0	0
アデノ（眼科）	0	0	0	0	0
アデノ（便中）	0	0	0	0	0
ノロウイルス	0	0	0	0	0
ロタウイルス	0	0	0	0	0
単純ヘルペス	0	0	0	0	0
水痘帯状疱疹	1	0	0	0	0
陽性数／検体総数	1/175	1/195	0/142	1/144	1/122

※院内から提出される検体につきまして、同一患者から複数の検体が提出される場合がありますので、分離数と実質患者数が異なる場合、「分離数（実質患者数）」の順に記載しています。

なお、これらの成績は主に以下の医療機関から定期的に送られてくる検体を解析したものです。

* 永井小児科医院、庄司内科小児科医院、仙台医療センター

仙台市内病院病原体検出情報

<2022年 4 月 4 日～2022年 5 月 1 日>

独立行政法人国立病院機構仙台医療センター
臨床研究部ウイルスセンター

ウイルス分離状況

2022年	第14週（最終） 4 月 4 日～ 4 月10日	第15週（中間） 4 月11日～ 4 月17日	第16週（中間） 4 月18日～ 4 月24日	第17週（中間） 4 月25日～ 5 月 1 日
インフルエンザウイルスA(H1N1)型pdm09	0	0	0	0
A(H3N2)型	0	0	0	0
B型(山形系統)	0	0	0	0
B型(ビクトリア系統)	0	0	0	0
C型	0	0	0	0
解析中	0	0	0	0
RSウイルス	1	0	1	0
ヒトメタニューモウイルス	0	0	0	0
ムンプスウイルス	0	0	0	0
アデノウイルス	0	0	0	0
エンテロウイルス	0	0	0	0
ライノウイルス	1	0	2	1
単純ヘルペスウイルス	0	0	0	0
サイトメガロウイルス	0	0	0	0
パラインフルエンザウイルス 1 型	0	0	0	0
2 型	0	0	0	0
3 型	0	0	0	0
4 型	0	0	0	0
解析中	0	0	0	0
未 同 定	0	0	0	0
分離総数／検体総数	2/62	0/52	3/71	1/105

抗原検出状況

2022年	第14週 4 月 4 日～ 4 月10日	第15週 4 月11日～ 4 月17日	第16週 4 月18日～ 4 月24日	第17週 4 月25日～ 5 月 1 日
インフルエンザウイルス	0	0	0	0
A型	0	0	0	0
B型	0	0	0	0
RSウイルス	0	0	0	0
ヒトメタニューモウイルス	0	0	0	0
新型コロナウイルス	0	0	0	1
アデノ（呼吸器）	0	0	0	0
※溶連菌	0	1	0	0
アデノ（眼科）	0	0	0	0
アデノ（便中）	0	0	0	0
ノロウイルス	0	0	0	0
ロタウイルス	0	0	0	0
単純ヘルペス	0	0	0	0
水痘帯状疱疹	0	0	0	0
陽性数／検体総数	0/164	1/183	0/124	1/167

※院内から提出される検体につきまして、同一患者から複数の検体が提出される場合がありますので、分離数と実質患者数が異なる場合、「分離数（実質患者数）」の順に記載しています。

なお、これらの成績は主に以下の医療機関から定期的に送られてくる検体を解析したものです。

* 永井小児科医院、庄司内科小児科医院、仙台医療センター

保健所からの便り 宮城県

「みやぎ県民防災の日」を迎えて思うこと

今から44年前の昭和53年6月12日17時14分、宮城県沖を震源とするマグニチュード7.4の地震が発生し、死者28名、負傷者1,000人超という人的被害に加え、ライフライン等のインフラにも多大なる被害をもたらしました。今後起こりうる大規模災害に備えるため、宮城県の震災対策推進条例により、毎年6月12日は「みやぎ県民防災の日」と定められ、この日には数多くの県内機関において災害対応訓練が実施されております。

昭和53年から四半世紀の間では宮城県内で大きな地震被害はありませんでしたが、平成15年の宮城県北部地震以降の直近約20年は度々、県内最大震度6以上地震が発生しております。最近では今年の3月16日23時36分にマグニチュード7.4の福島県沖地震が発生し、県内で最大震度6強の揺れを観測したのは記憶に新しいかと思ひます。

44年前と今年とで同じ海溝型、同じマグニチュードの地震であったにも関わらず、死者数及び負傷者数に関しては今年の方が一桁少なく、家屋の耐震基準の強化もその要因の一つと思われまふ。確かにハード面の強化は長期間に渡って効果が持続します。しかし、そのハードを運用するソフト面つまり我々人間はどうでしょうか。

この雑誌を読まれる多くの方が公的機関にお勤めかと思われまふ。公的機関では人事異動で毎年4月に職場のメンバーの多くが入れ替わり、業務や人間関係に慣れてきた6月に災害対

応訓練を行うことは改めて大きな意義があります。特に私が勤務している石巻保健所にとっては今年の訓練はこれまで以上に大切なものとなります。令和4年4月1日より石巻保健所と登米保健所とが統合され、石巻保健所及び石巻保健所登米支所としてスタートいたしました。人間だけでなく、組織図まで大きな変更をいたしましたので、これまでよりも大幅なソフト面の更新が迫られております。3月16日の地震はそのことを突きつけられた機会となりました。

“保健所は地域保健の要であり、健康危機管理の要でもある。”ソフト面が大きく変わっても要であり続けられるよう、体制を整え例年以上の気持ちで「みやぎ県民防災の日」を迎えたいと思ひます。

(文責：石巻・気仙沼保健所 野上慶彦)



宮城県登米保健所の文字が削られ、横に宮城県石巻保健所登米支所の看板を設置

保健所からの便り 仙台市

コロナ禍における食品衛生業務の取り組みについて

1. はじめに

令和2年以降、新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大する中、食品関係事業所における部外者の立入制限、集合講習会の中止、祭事やイベントの相次ぐ開催中止、また感染症対策への応援業務によるマンパワー不足等により、本市の食品衛生監視指導計画に基づく業務を進めることが困難な状況となっています。

健康被害や営業許可に関する業務については、職員から感染者が出ても中断しないよう、各区衛生課等の連携により業務継続計画（BCP）を定めています。また、食品の検査（収去検査）については、検査を実施する衛生研究所が新型コロナウイルス検査の最前線も担っていますので、検査の中止や再開は全市的に統率されています。これら以外の業務については各課での判断に委ねられています。

ここでは、泉区保健福祉センター衛生課食品衛生係における取り組みを紹介します。

2. 主な通常業務での対応

① 監視指導

食品衛生法に基づいて、食品を製造・調理・販売する施設の営業許可を行うとともに、食品衛生法及び食品表示法に基づき、施設や食品取扱状況について定期的な監視指導を行っています。平成30、31年度の監視件数は年間3,000件を超えていました。しかし、緊急事態宣言下やまん延防止等重点措置が講じられる中、令和2、3*年度では1,000件台に減少しました。仮設営業として出店できる祭事等が相次いで中止となる中、本市の「キッチンカーマルシェ実証実験」等の取り組みにより、祭事と関係なく営業ができる自動車の新規件数は平成31年度以降増加しています。（表1）

HACCPの義務化（令和3年6月）以降、新規や継続の検査では衛生管理計画の作成を助言・指導から確認まで行うとともに、すでに計画がある施設では記録も確認しました。監視件数は減りましたが、時間をかけた指導ができました。

* 令和3年度のデータは令和4年2月末時点のものです。以下、同様です。

表1. 監視指導件数（泉区）

年 度	H30	H31	R 2	R 3 *
監視件数	3,656	3,176	1,785	1,498
自動車新規件数	14	5	11	20

② 食品の検査（収去検査等）

市内で製造・販売されている食品の検査を行い、食中毒の防止と違反食品の排除に努めています。平成30、31年度はほぼ計画通りに実施しましたが、令和2年度以降は計画より減少しました。特に令和3年度は、夏期に新型コロナウイルスのデルタ株、冬期にオミクロン株への置き換わりなどによる急速な感染拡大により衛生課職員も疫学調査に従事する必要があったため、一時的に検査を中止したことから、検体数が大きく減少しました。このため、製造量が多い広域流通食品製造施設や利用客数が多い大型スーパーを優先して対象施設の選定を行うことで、食の安全上より影響が大きい食品を収去するように努めました。（表2）

表2. 食品等の検査状況（泉区）

年 度	H30	H31	R 2	R 3 *
検体数（計画）	221	205	179	190
検体数（実際）	221	196	164	117

新型コロナウイルス感染症の影響で、テイクアウトや宅配を始めたり、持ち帰り専門店で業態変更したりする飲食店等が次第に増加してきたので、令和3年度重点事業として「テイクアウト事業を展開する施設に対する衛生管理の助言、指導」に取り組みました。収去の検体数は当初の計画から少なくなりましたが、仙台市で作成した啓発チラシを活用し、衛生管理の注意点（加熱調理品の放冷、客に対する消費期限や保管温度の情報提供等）を周知しました。

③ 衛生講習会

食品関係営業の業種別講習会を例年6月頃に4～5回に分けて開催し、食品衛生意識の向上を図っています。令和2、3年度は5～7月から9～11月に延期し、開催の可能性を模索しましたが、11～12月に感染拡大防止の観点から講習会資料を送付しました。

表3. 資料の送付件数（泉区）

年 度	R 2	R 3 *
資料の送付件数	1,076	1,153

通常の講習会の対象施設より範囲を広げたことで、実際の講習会への参加が難しい施設へも資料をお届けすることができました。

3. 応援業務

各区の感染症対策は管理課が担っています。その中で濃厚接触者を把握する調査（新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査、施設調査）は衛生課の業務に類似しており、患者数の増加に伴って応援業務に従事する機会が増えました〔応援延人数：令和2年度；26人、令和3*年度；147人〕。

4. 増大した業務

① HACCPに沿った衛生管理の推進

令和3年6月のHACCP義務化を前に、平成30年度から市内の食品等事業者に対して、各業界団体が作成する手引書等を活用し、施設の実態に合わせたHACCP導入について、技術的な助言・指導を行っています。

令和3年度（8～10月）は、泉区内の飲食店（弁当等）や各種製造施設に対し、HACCPの取組状況についてアンケートを実施しました〔回答数：190施設中62施設〕。このうち、「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」の対象施設について集計したところ、約3割の施設で衛生管理計画や実施記録が未作成であることがわかりました。（表4）

このアンケートはHACCP実施に向けての意識付けの機会になり、また電話や窓口での相談に対応してきたことで、徐々にHACCPが周知されていることを実感しています。

令和3年6月から営業届出制度が創設され、営業許可業種や届出不要な業種（1回の提供食

表4. アンケート調査によるHACCP取組状況（泉区）

質 問	回答数	内 訳	
各業界団体が作成した手引書を知っているか	57	知っている	44
		知らない	13
衛生管理計画を作成しているか	58	作成済み	37
		作成中	10
		未着手	11
実施の記録を作成しているか	58	作成済み	35
		作成中	11
		未着手	12

数が20食程度未満の給食施設や、農家や漁業者が行う採取の一部とみなせる行為）以外の全ての食品取扱施設（製造・加工・販売・貯蔵等）が対象となりました。

厚生労働省の「食品衛生申請等システム」による原則オンラインでの届出になりますが、届出期限の令和3年11月末までには入力方法の説明や届出された内容の確認に多くの時間を割くこととなりました。

② 食品衛生に係わる相談

食品の安全性に関する相談を窓口等で行っています。新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、テイクアウトや感染症拡大防止協力金に係る相談が増えました。特に協力金の申請に必要な営業証明書の発行や営業許可書の再交付に関する事務も増えました。

5. 工夫した取り組み

① 給食施設の監視指導

学校、保育所、老人福祉施設等の給食施設の監視指導も行っています。これらの給食施設の一斉点検は、平成30、31年度に年間約40件実施しました。令和2、3*年度は、応援業務でマンパワーが制限される中、書類のみの確認やセルフチェックシートの提出で施設の衛生管理状況の把握に努めました。施設側からも接触機会の低減につながるのとことで好評でした。（表5）

表5. 給食施設一斉点検（泉区）

年 度	H30	H31	R 2	R 3 *
施設立入（書類確認含む）	44	37	16	27
書類確認のみ	—	—	10	1
セルフチェックシートの提出	—	—	5	13

② 市民センターでの啓発活動

例年7月下旬～8月上旬（1回）に、泉区の仙台市食品衛生協会衛生指導員とともに仙台市地下鉄泉中央駅周辺の歩道上で食中毒防止の啓発活動を行ってきました。

令和2、3年度の街頭啓発は中止となりましたが、泉区中央市民センターの協力により啓発グッズ（標語入りウェットティッシュ）を区内13箇所の市民センター窓口で配布しました。

また泉区中央市民センターでは、令和3年度からデジタルサイネージが設置されましたので、食品衛生に関する記事を掲示するように依頼しました。

③ 係内研修の実施

不要不急の外出が控えられるようになり、令和2年度は研修会や説明会が次々に中止となりました。令和3年度は徐々にWEBで開催されるようになりましたが、参加者数に制限があり、職員の研修を受ける機会が減っていると実感しています。

令和2年度から係内研修（勉強会）を取り入れて、令和2年度は16回、令和3年度*は10回開催しました。（表6）

表6. 係内研修の実施内容

年 度		R 2	R 3
研修内容	食中毒等調査（処理要領、演習等）	4	5
	監視方法	4	2
	営業許可（自動車、仮設）	5	1
	収去	2	1
	法改正（施設基準、自主回収制度等）	1	1
計		16	10

④ 係ミーティングの活用

毎日課内で実施していた昼礼を令和3年8月から、週1回の課ミーティングと毎日の係ミーティングに切り替えたことにより、係内の情報を共有する機会が増えたので、業務の予定を確認するだけでなく、前日の相談事例等について意見交換をしています。

6. おわりに

令和2年以降は、令和3年6月に完全施行された改正食品衛生法に備える時期であると同時に、本格的に運用していく時期でもありました。新・旧の制度から従来の業務を見据えて進めるので大きな負担となりました。さらに新型コロナウイルス感染症の応援勤務も加わったので、限られたマンパワーの中、効率化や省力化により様々な工夫をすることで対応しました。流行の波が繰り返されているため、本来の業務が縮小・中止されています。このままでは業務に関するノウハウがうまく引き継げなくなることが懸念されます。1日も早い感染の収束と社会経済活動の回復を願うところです。

（文責：仙台市泉区保健福祉センター衛生課
食品衛生係）

ちょっとひと息

“どんこ”ってなに？

宮城県を代表するお鍋は何でしょうか。

連日蒸し暑いのに、お鍋の話なんて怒られそうですが、例えば東京から遊びに来られた方に振舞うとしたら何を作りますか。

一般的に、秋は「いも煮」、冬からは「セリ鍋」でしょうか。私ももちろん大好きです。

でも、私が特に印象に残っているのは、「どんこ汁」です。「どんこ」という魚を使った味噌仕立てのお鍋で、一般的にはダイコン、ネギ、豆腐を入れますが、七ヶ浜町の漁師さんに作ってもらったジャガイモ入りの「どんこ汁」がとてもおいしく、東京の方にもすごく好評でした。冬場を中心に、「どんこ」という名前でスーパーなどでも普通に並んでいるので、ぜひ作ってみてください。

さて、この「どんこ」は、いったいどんな魚なのでしょうか。海釣りをする方にはお馴染みの魚で、宮城県では防波堤でも普通に釣れます。夜行性が強いので、専門に釣る人は夜釣りで狙うようです。マダラ釣りの外道としてもポピュラーで、水深200mを超える深海釣りでもよく釣れてきます。

実は「どんこ」というのは通称で、正式には「チゴダラ」という魚です。つい3年程前までは、浅瀬にいる種類を「エゾイソアイナメ」として区別していましたが、現在は「チゴダラ」と同一種であることが分かり統一されました。でも、「どんこ」と呼んだほうが愛らしくていいですね。

ちなみに、正式名称が「ドンコ」という魚は別に存在します。中部地方より南に住んでいる、カジカを大きくしたようなドンコ科の淡水魚です。最大20cmくらいになり、食用にもされるようです。「どんこ」を正式名称にできない理由がここにあります。



防波堤で釣れたどんこ（チゴダラ）

先日、貞山運河で釣りをしていると、近くにいた親子が「ドンコが釣れた！」と何度も騒いでいます。見に行ってみると、バケツに小さなチチブの仲間がたくさん入っていました。確かに、河口などで釣れるチチブの仲間も「どんこ」と呼ばれています。

せっかくなので、バケツに入っていたチチブ、ヌマチチブ、シモフリシマハゼの3種類の見分け方を教えてあげました。お父さんは、このチチブが海で釣れる「どんこ」の幼魚だと思っていたようです。

チチブの仲間（チチブ属）は、県内の汽水域や漁港などでも4種類確認できますが、すべてひっくり返して「どんこ」や「ダボハゼ」などと呼ばれています。繁殖期や、怒ったりすると黒くなる個体がいるので、変異が多くて見分けにくいですが、興味があったら識別にも挑戦してみてください。

貞山運河には、ヌマチチブが多いようです。胸ビレに縦にオレンジ色の線が見えるのが主な特徴です。

でも、このチチブの仲間やクサフグが多いと、狙いのマハゼやテナガエビが釣りにくいので、釣り人からは嫌われているかもしれません。

ちなみに、チチブとヌマチチブはどちらも海にも川にもいるので、普段は混同されているようです。海で捕まえたものを淡水の水槽に入れても生きています。すごい魚ですね。



ヌマチチブ

シイタケにも「どんこ」というのがありますよね。乾燥シイタケのうち、傘が開く前に収穫し、丸く肉厚に見えるものが「どんこ（冬菇）」です。響きが良く言いやすいのか、いろいろな「どんこ」がありますね。

文・木村健太郎
宮城県森林インストラクター協会

あ と が き

先日、ラジオ放送で「宇宙天気予報」の話題を聴く機会がありました。改めて「宇宙天気予報」をネットで検索してみたところ、太陽フレア等の状況を観測し、それに伴う影響を予測して、地球上の天気予報と同じように予報するものだそうです。

このラジオ放送を聴いて、以前に各紙新聞で太陽フレアに関しての記事が掲載されていたことを思い出しました。その記事は、総務省からの異例の発表で極端な現象が起きた時の影響によりスマートフォンやテレビが約2週間にわたり断続的に利用できなくなることや、大規模な

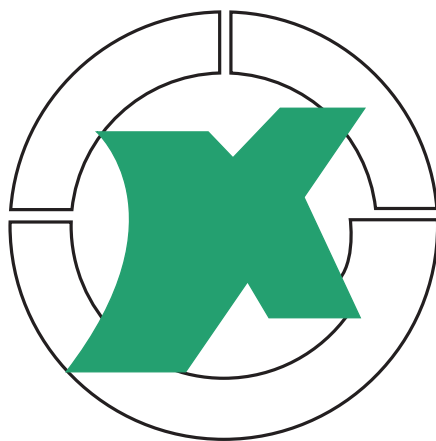
停電が起きるなどの被害想定で、行政や企業に注意を促す内容でした。

マスコミでは、コロナウイルス問題や直近のウクライナ問題が大きく取り上げられています。我々の生活に影響を与えるような気候変動や環境等の問題についても注意を払って行きたいと思います。

さて、本誌は今年度から隔月刊行となりましたが、内容を充実できるよう頑張っておりまうので、引き続き読者の皆様からのご意見・情報をお待ちしております。

(事務局：jouhou@eiseikyokai.or.jp)





記 章 の 説 明



は宮城県の地図



と公衆衛生協会の頭文字

Kを図案化したもので、Kの緑色は宮城県の色を表している。

外枠は公衆衛生協会の公を図案化したものである。

(昭和62年10月制定)

公衆衛生情報みやぎ 令和4年5月20日発行

編 集 者 公衆衛生情報みやぎ編集委員会
発 行 所 一般財団法人 宮城県公衆衛生協会
〒981-3111 仙台市泉区松森字堤下7-1
TEL 022-771-4722 FAX 022-776-8835
Eメール：jouhou@eiseikyokai.or.jp
URL：https://www.eiseikyokai.or.jp
印 刷 所 株式会社 イシカワ印刷